

平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 平成30年3月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （延会） 午前11時34分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	欠
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
10	江 尻 健 二	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 町 長 山 野 通 彦       | 副 町 長 武 井 道 忠       |
| 教 育 長 嶋 山 英 二     | 総務企画課長 山 縣 幸 洋      |
| 町 民 課 長 妹 尾 一 正   | 保健福祉課長 小 川 公 一      |
| 産業観光課長 奥 野 隆 俊    | 上下水道課長 渡 邊 孝 一      |
| 教 育 課 長 松 嶋 良 治   | 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也     |
| 会 計 管 理 者 藤 原 徳 忠 | 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 |
| 総務企画課長代理 堀 賢 一    | 総務企画課主幹 三 宅 伸 幸     |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第 1 号 矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて

日程第5 議案第 2 号 矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 3 号 矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第 4 号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 5 号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 20 号 矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第 21 号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定について
- 議案第 22 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 23 号 辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第 2 期）の変更について
- 議案第 24 号 平成 29 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 25 号 平成 29 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 29 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 27 号 平成 29 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 28 号 平成 29 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 29 号 平成 29 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

暦のうえでは春とはいえ、まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様には、年度末を控え御多用のところ、お繰り合わせ御出席いただき、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

なお、高岡議員と津島建設課長におかれましては、入院加療のため本会議を、また、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（江尻健二君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番川上淳司君と3番土田正雄君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（江尻健二君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2日から15日までの14日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から15日までの14日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（江尻健二君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨年12月以降、全国的に気温が平年より低い日が多く、朝夕の冷え込みが厳しい日が続いておりましたが、梅の花が見頃となり、少しずつではございますが、春への移り変わりを思わせる時期となりました。

そのような中で、先月まで行われておりました平昌オリンピックでは、日本のメダル獲得数が冬季オリンピックで過去最多となり、連日の日本人選手の活躍や、世界各国の選手たちの激闘がお茶の間を熱くしたところでございます。

そして矢掛町では、先月18日に開催されました本陣マラソン全国大会では、2,249人の人がエントリーされ、ランナーは、沿道からの声援を受け力いっぱい駆け抜けられました。このように盛大に開催

することができましたのも、スポーツ推進委員をはじめ各地区公民館、警察署員、あるいはボランティアの方々といった多くの方々の協力の賜物であり、関係者の方々に心から感謝申し上げるしだいでございます。

一方、経済情勢につきましては、内閣府の2月の月例経済報告で、1月に引き続き、基調判断を「景気は、緩やかに回復している」と判断しており、私自身も経済対策には積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

そうした中、政府では、安倍政権の看板政策である子育て支援などの人づくり革命や、地方創生などを含めた企業の競争力を高める“生産性革命”に重点配分した予算を編成し、97兆7,128億円と過去最大規模となる新年度予算となり、現在、国会で審議が行われているところでございますが、先般、衆議院を通過し参議院へ送られることによりまして、事実上、年度内成立が確定したところでございます。

一方、岡山県の平成30年度一般会計予算につきましては、6,771億700万円と前年度と比べ2.1パーセントの減額となっており、教育再生と産業振興を柱として結婚支援や子育て環境の整備など、人口減少対策に重点を置いた予算編成となっております。

本町といたしましては、本年度のテーマとして“観光を含めた産業振興”，“地方創生を活用した人口減少に対応する人口増対策”そして“教育の振興，健康，福祉，介護対策及び安心安全の町づくり”を掲げ、事業執行しておりますが、こうした中であって、議会をはじめ、町民の方々の御理解と御協力を賜りながら、あらゆる施策を積極的に展開する中で、財政の健全化を維持することができておりますことに、感謝申し上げたいと思います。

私の施政方針でもあります“安全，安心，安定したまち”を目指して、結婚・出産・子育て環境の充実，健康対策，介護や福祉の充実，そして、防災・環境・交通などの対策で住みよいまちづくりを進め、均衡を図りながら町民ニーズに配慮してまいり所存でございます。

今回の最大の政策は、人口増の対策として、幼稚園・保育園の完全無料化であります。具体的に申しますと、保育園の場合、今、2人目半額，3人以上無料となっておりますが、これを全員完全無料化にするという政策と同時に、幼稚園の完全給食の実施と給食費・学用品等の無償化，これもあわせて今回提案をしておりまして、これによりまして、私が申す完全無料化の実現ということになるかと思っております。

今議会では、選挙年ということで平成30年度予算につきましては、骨格予算についての審議をいただきますが、安定した町民生活が送れるよう、諸策に取り組んでまいりますので、議員をはじめ町民の皆様には、一層の御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会で御審議をお願いいたします案件は、人事案件について1件，条例の制定及び一部改正並びに廃止が20件，過疎計画の変更について1件，辺地計画の変更について1件，平成29年度各会計補正予算が6件，平成30年度各会計予算が11件の計40議案でございます。どうか適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

また、本定例会では、一般質問をお受けすることに致しておりますので、よろしくお願いをいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第1号，一般社団法人バートインターナショナルの旧矢掛商業高校からの退去について，御報告申し上げます。

一般社団法人バートインターナショナルにつきましては、ちょうど3年前の3月議会で議決をいただ

き、平成27年4月から旧矢掛商業高校跡地を貸与し、この施設を拠点に事業を開始されました。その後、施設改修をされながら事業展開を進められてはありましたが、御承知のとおり、それぞれの事業で当初の計画どおりに進まず、このたび矢掛町での事業継続を断念され、拠点を東京に戻し、退去されることに決断されました。その間、私と片山代表とは数ヶ月にかけて慎重に真剣に協議をしまいいりました。大きな理由を聞いてみますと、やはり計画に無理があったというイメージが持っておられますし、また行政との関わりに不慣れであったということも申されておりましたし、自分自体が非力であったというようなことの総合的な判断の中で結論を出されたということで、円満に契約できたものでございます。退去日は2月28日でありまして、同日をもって施設の貸借契約を解約し、返還いただいたところでございます。

この3年間で、パートの方で施設の改修など投資をされておりますが、備品を含め返還と同時に無償譲渡をいただいたところでございます。具体的な内容については、最終日、議会全員協議会で説明したいと思います。

議員の皆様、町民の皆様には、御支援・御協力をいただきましたことを感謝申し上げるとともに、さまざまな御意見、また御心配をおかけしたことをお詫び申し上げたいと思います。

報告第2号、矢掛病院常勤医師の異動について、御報告申し上げます。

この度、岡山大学第2外科の医局人事によります常勤医師の異動があり、木村絃爾医師が1月末で退職いたしましたので、御報告申し上げます。木村絃爾医師におかれましては、平成29年2月から矢掛病院に赴任され、1年間の勤務でありましたが、矢掛町の医療に御尽力いただきましたことに、心から感謝申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈りしたいと思います。なお、当面は非常勤医師で対応し、常勤医師獲得へ向けて大学その他へ要請していく所存であります。

議員の皆様におかれましても、引き続き格段の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

報告第3号、2月初旬の寒波による断水、濁り水等の対応について、御報告申し上げます。

今年の冬は、数年に一度と言われる寒気の影響で、本町でも2月7日夜より宅内配管等の破裂が500件以上同時期に発生し、各配水池の水位が急激に低下いたしました。このため、地域によりましては、断水や濁り水等の発生など、長期間にわたり町民の皆様には大変御迷惑や御心配をおかけしました。職員による昼夜を通しての各加圧ポンプの切り替え作業や空き家の漏水調査など、配水池への水の確保を最大限実施するとともに、町民の皆様に対しましては、適宜、状況報告や飲料水の配付などを実施したところでございます。

その結果、2月12日に配水池の水位が正常値に回復いたしました。この間、町民の皆様には、多くの情報提供をいただくとともに御理解と御協力をいただき、不便をおかけしたにもかかわらず、苦情等はなく、励ましやお礼の言葉を多数いただき、職員共々、感謝しているところでございます。たいへんありがとうございました。

上水道の安定供給は、町民の皆様にとって非常に重要な生活基盤であると認識しており、今後もよりよい上水道事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

報告第4号、桃源郷はなしの里“憩いの館”竣工式の開催について、御報告申し上げます。

議員の皆様には、既に御案内させていただいておりますが、美川の羽無地区に整備いたしておりました交流拠点施設“桃源郷はなしの里憩いの館”が完成し、明後日の3月4日、日曜日に、竣工式を開催させていただくことにいたしております。当日は、記念事業として、高滝山登山会や地元団体による地

域食材を使った接待、子ども神楽などのイベントも計画されておりますので、お繰り合わせのうえ御臨席いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、この“桃源郷はなしの里憩いの館”では、軽食喫茶、地産野菜を使った田舎料理、バーベキュー、農業体験、自然体験、キャンプなどが楽しめ、また、山歩き、山菜取りの休憩などにも御利用いただける施設でございます。

議員の皆様もぜひ御利用いただき応援いただくとともに、羽無の里の活性化に御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

報告第5号、井原地区消防組合井原消防署矢掛出張所開所式の開催について、御報告申し上げます。

井原消防署矢掛出張所につきましては、老朽化や耐震性の問題などから、昨年度末から新しく東川面地内に新築移転工事を行なっていましたが、先般竣工し、現在、通信設備等も含め移転の準備を進めているところでございます。

新しい消防署は、施設の充実、近代化をはじめ、今後の増車や増員など消防力強化に対応し、車両4台、人員20名体制が可能な施設となっております。

スケジュール的には、3月8日に通信等の切り替えを行い、新しい署の方で業務を開始する予定にいたしております。また、議員の皆様には、既に御案内をさせていただいておりますが、開所式を来る3月17日、土曜日に開催させていただく予定にしておりますので、当日は一般見学会も予定いたしております。

議員の皆様には、お繰り合わせのうえ御臨席いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

報告第6号、みかわてらす活動拠点施設改修工事竣工式の開催について、御報告申し上げます。

“みかわてらす”では、農林水産省の山村活性化支援交付金事業により、地域住民による組織を結成し、特色ある地域資源を活用した商品開発を進め、地域農業活性化や維持、所得の向上、雇用の創出に繋がるよう取り組んでいるところでございます。

これまで、“陽気なピクルス&ディップソース”などを作成販売しており、都会の若者にも人気が出てきており、昨年の“日本ギフト大賞2017岡山賞”の受賞や、農林水産省の優良活動事例としても紹介されるなど、注目を集めております。

本年度、美川地区内の空き家を活用して整備しております活動拠点施設の改修工事竣工式を来る4月7日、土曜日に開催を予定いたしております。

この施設では、地域住民による自主運営のための事務所のほか、ピクルスなどの加工施設、軽食の提供・物販等を行い、6月からの本格オープンを目指しているところでございます。

議員の皆様には、竣工式への御列席いただきますとともに、この活動を通じました美川地区の活性化事業に御理解と御協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

報告第7号、水車の里フルーツピア改修工事竣工式・リニューアルオープンについて、御報告申し上げます。

水車の里フルーツピアにつきましては、開園から24年を経過し、施設の老朽化が進んでいることから、民芸施設の機能強化やバリアフリー化、また、多目的広場や溪流ゾーンなどの魅力向上を図る付加的な機能追加や再整備、身体障害者駐車場の整備の改修工事を行っており、3月末には完成いたします。これに伴いまして、来る4月15日、日曜日には、竣工式の開催を予定いたしております。

また、当日はこれに併せて、指定管理者であります株式会社EJファームでは、“里マルシェ”といた

しまして、軽食の提供、特産品の販売、イベントステージ等の催しを通じ、広く町民の皆様にもお披露目を予定するしだいでございます。

議員の皆様には、改めて御案内いたしますので、予め御承知いただきますとともに、観光地域づくりに効果的な観光拠点として、観光誘客の促進に御協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

報告第8号、春の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

毎年行われております“春の交通安全県民運動”が、4月6日の金曜日から4月15日の日曜日までの10日間、“交通ルール 守るあなたに ありがとう”をスローガンに県下一斉に行われます。岡山県の重点目標といたしましては、“スピードダウンの励行”、“横断歩行者の保護”となっております。

期間中は、交通安全推進大会を開催しますとともに、警察署や交通指導員等と協力しながら、交通事故ゼロを目指して更なる交通安全の周知徹底を図ってまいります。

町民の皆様には、改めて“交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故を起こさない”という強い気持ちを持って交通事故防止に努めていただき、また、議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で引き続き交通安全にお取り組みいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

報告第9号、“和太鼓の響き”の開催について、御報告申し上げます。

来る4月15日、日曜日、午後2時開演で、やかげ文化センターホールにおきまして、“和太鼓の響き”を開催いたします。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、内容といたしましては、県内でも有数の和太鼓集団であります備中温羅太鼓と水島灘源平太鼓の迫力ある演奏をお聴きいただきます。プログラムの中で、2つの和太鼓集団と一緒に演奏する曲目があり、今回の見どころとなっております。チケット料金は1,000円で、全席自由席となっております。

町民、また議員の皆様におかれましては、御家族、御友人をお誘いのうえ、お越しくくださいますよう、御案内を申し上げます。

報告第10号、第3期特定健診等実施計画及び第2期データヘルス計画の策定について、御報告を申し上げます。

お手許に計画書を配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

特定健診等実施計画及びデータヘルス計画につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法に基づきまして、平成30年度から平成35年度までの健康づくりに関する施策や実施方法、成果目標など、基本的な事項をまとめた計画となっております。計画の策定に際しましては、昨年6月に設置いたしました健康やかげ21・食育推進委員会にお諮りし、慎重な審議をいただいたところでございます。御尽力いただきました委員の皆様には、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

なお、計画書の詳細な内容については、広報紙やホームページ等で住民の皆様方に十分周知するとともに、今後、計画に則った施策として、特定健診や特定保健指導、医療費の適正化に向けた保健事業を展開してまいりたいと考えておりますので、その推進に一層の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、10件の報告でございます。

**〇議長（江尻健二君）** 町長からの報告が終わりました。

続いて、議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、

お手許の一覧表のとおりであります。

また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いします。

議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、あわせて御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて

○議長（江尻健二君） 日程第4，議案第1号，矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて，を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは，議案第1号，矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱の同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

現在，審査会委員として委嘱いたしております，鳥越良光氏，木山潔氏，加藤友佳氏の3名の委員の任期が本年3月末で満了となりますので，全員引続きお願いしたく，矢掛町行政不服等審査会条例第4条第1項の規定に基づきまして，この議会に提出し議決を求めるものでございます。

委員の職務は，行政不服審査法の規定によりその権限に属された事項を処理し，並びに矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例の規定による諮問に応じて審議し，答申するものでございます。

なお，今回お願いする3名につきましては，教授，弁護士など，各分野での専門的な知識をお持ちの方々でございまして，任期は平成30年4月1日から2年でございます。

どうぞ，よろしく願いをいたします。

○議長（江尻健二君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。本案件は原案に同意することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって，議案第1号，矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについては，原案に同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第2号 矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第4号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について



- 議案第 6 号 矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 20 号 矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第 21 号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定について
- 議案第 22 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 23 号 辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第 2 期）の変更について
- 議案第 24 号 平成 29 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 25 号 平成 29 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 29 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 27 号 平成 29 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 28 号 平成 29 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 29 号 平成 29 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について

**○議長（江尻健二君）** 日程第 5、議案第 2 号から議案第 29 号までの条例制定案件 20 件、過疎地域自立促進市町村計画案件 1 件、辺地総合整備計画案件 1 件、補正予算案件 6 件の計 28 件を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第 2 号から第 29 号までの 28 議案について提案理由を御説明

申し上げます。

はじめに、議案第2号から議案第21号までにつきましては、条例制定及び条例の一部改正並びに廃止に関するものでございますが、いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第2号、矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、地方公務員法の規定に基づき、職員の失職事由の特例を設けるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第3号、矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、平成30年度から国民健康保険の財政主体が岡山県になることに伴いまして、条例の関係規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第4号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この度の改正につきましては、地方税法施行規則の改正に伴いまして、条例の関係規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第5号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、でございますが、この度の改正につきましては、平成30年4月1日から国民健康保険の財政責任主体が岡山県になる法律改正に伴いまして、条例の関係規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第6号、矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、でございますが、この度の改正によりましては、“企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律”が、“地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律”に改められたことに伴いまして、条例の関係規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第7号、矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、平成30年度より町内4園の幼稚園において、共同調理場を利用して給食を実施することに伴い、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に、議案第8号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、やかげ郷土美術館における、入館料の減免規定について、障害者や介護者等、対象を拡大するなどの見直しを行うことに伴いまして、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第9号、矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、現在、保育園の保育料につきましては、所得制限の条件なしで一律に、第2子を半額、第3子を無料といたしております。これは、子育て支援策の一環といたしまして、矢掛町独自の施策として、子育て家庭の経済的支援を目的として実施しておりますが、今回、制度を拡大し、保育園へ入園する園児全員の保育料を無料化するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第10号、矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、保育園保育料の完全無料化を実施するにあたり、これを機に子育て世代の方が就労、転入されるなど、保育園への入園を希望する御家族が増加することが見込まれます。特に0歳児から2歳児までの、低年齢児の保育園入園希望が増加した場合、保育に必要な面積の確保が必要となります。こうした場合の対策といたしまして、子育て支援センターをたかつま荘内に移転し、矢掛保育園の一部として活用するため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第11号、矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この度の改正につきましては、矢掛寮の入所者の減少に伴いまして、収容人員の定数を、現在の50人から40人へ変更するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第12号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この度の改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の改正に伴いまして、条例の関係規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第13号、矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、それぞれ、現在の施設の利用状況に合わせるよう、規定の整備を行うものでございます。

詳細な内容については総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第14号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この度の改正条例につきましては、第7期矢掛町介護保険事業計画を策定したことに伴いまして、平成30年度から32年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料を定めるものでございます。この所得段階区分に応じた介護保険料につきましては、策定委員会の答申を踏まえまして、前回より3.5パーセント上昇させていただいており、基準月額では、5,800円から200円アップの6,000円といたしております。

介護保険料の増要因といたしましては、新たな介護老人保健施設の建設による施設入所者の増に伴いますサービス量増のため、そして第1号被保険者の負担割合が22パーセントから23パーセントに1パーセント増加したことが影響しております。そのため、介護保険料の上昇抑止策といたしまして、新たな施設計画分については、支払準備基金の取崩しをさせていただくことにいたしております。

その他、制度的な改正もございますが、詳細については保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第15号、矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この度の改正につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴うものでございまして、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の資格に関する改正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第16号、矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号、矢掛町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第18号、矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、こちらの3条例につきましては、地域密着型介護サービス及び介護予防サービスの基準を定めている条例でございますが、国の省令が改正されたことに伴いまして、それに沿った改正を行うものでございます。

詳細な内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第19号、矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定についてでございますが、来年度、下水道事業会計の公営企業への移行に伴いまして廃止をするものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第20号、矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定についてでございますが、昭和58年度から東三成地区、小田地区で実施してまいりました集会所事業を、平成29年度末をもって終了することに伴いまして、条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第21号、矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例制定についてでございますが、介護保険法の改正によりまして、これまで県が行っておりました指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されたことに伴いまして、指定の要件を整備するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして議案第22号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由を申し上げます。これは、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものであります。

御承知のとおり、この計画に基づきまして行う事業につきましては、その財源として後年度に借入金の7割が交付税措置される、過疎対策事業債を発行することができるものでございますが、このたび、新たに事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要性が生じたため、この議会に提出させていただきますものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第23号、辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第2期）の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

現在、矢掛町では、この辺地特別措置法の適用を受ける地区は、宇内地区と羽無地区の2地区であり、このたび、両地区について現計画の変更を行うものでございます。この辺地計画の事業に充てることができる辺地対策事業債につきましては、交付税措置が80パーセントあり、過疎対策事業債の70パーセントよりさらに10パーセント高く、非常に有利な財源として活用させていただくものでございます。

なお、法の規定によります事前の県知事への協議も調っておりますので、本議会に提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第24号から議案第29号までの各会計の補正予算について、提案理由を申し上げ

ます。なお、議案第24号から議案第26号及び第29号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第27号及び議案第28号の矢掛町病院事業会計及び矢掛町介護老人保健施設事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づくもので提出させていただくものでございます。

まず、議案第24号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）でございますが、今回の補正予算につきましては、歳入、歳出ともに、補助事業など各事業の確定に伴います事業費の精算などを中心に計上しております。

主な内容といたしましては、お手元に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。今回の補正額は10億3,200万円で、補正後の予算総額は、88億9,200万円となっております。

主な点といたしましては、まずは、公共下水道事業における公営企業会計への移行にあわせ矢掛町下水道事業償還基金条例の廃止を行うことに関連し、その取り崩し分を繰入金として計上したのち、財政調整基金へ計上した後、財政調整基金へ積立てることにいたしております。この取り崩し分は、平成30年度当初予算において、下水道事業会計への繰出金の原資とするものでございます。

また、保育園の需要増見込みに対応するため、現在の子育て支援センターをたかつま荘館内へ移転し、その跡地を矢掛保育園での0歳児から2歳児までの受け入れ拡大のために整備する経費、農産物加工所等の活用を念頭に整備を進めております上高末の古民家施設に係る工事の追加費用、本年度創設したアスリート育成強化補助の追加分を計上いたしております。

諸支出金につきましては、先ほどの財政調整基金のほか、図書整備基金、ふるさと応援基金、こどもみらい基金へ積立てる予算を計上いたしております。

詳細につきましては、総務企画課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第25号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,200万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を、20億7,800万円とするものでございます。内容といたしましては、本年度の決算見込みによる保険給付費等の調整と、保険給付費の調整に伴う財源の調整でございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第26号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、補正前、補正後での増減はございません。内容といたしましては、最終見込みによる保険給付費と地域支援事業費の各項目の調整でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第27号、平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）でございますが、内容といたしましては、収益的収支につきまして、収益は変わらず、費用は実績見込みを精査する中で補正後予算額、費用を16億9,700万円に増額し、収支差引100万円の黒字予算で調整させていただいております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第28号、平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、資本的収入及び支出の補正をいたしており、収入が40万円の増、全体で2,821万5,000円、支出は60万円の増、全体で4,458万円で調整させていただいております。

詳細につきましては、たかつま荘事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第29号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この会計につきましては、9月議会で中地区の工場用地造成に伴う事業費を予算計上いたしておりましたが、造成工事等が翌年度施工となることから、事業費の繰越明許費を計上させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第24号から議案第29号までの、各会計におきます補正予算6議案につきましての提案理由を説明させていただきました。

よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第2号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（妹尾一正君） 〔議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 教育課長。

○教育課長（松嶋良治君） 〔議案第7号、議案第8号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第9号、議案第10号、議案第11号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（妹尾一正君） 〔議案第12号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第13号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。ここで15分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩します。休憩。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（江尻健二君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第19号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 教育課長。

○教育課長（松嶋良治君） 〔議案第20号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第21号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）〔議案第22号，議案第23号，議案第24号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（堀 賢一君）〔議案第24号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（妹尾一正君）〔議案第25号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）〔議案第26号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君）〔議案第27号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君）〔議案第28号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）〔議案第29号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） それぞれ説明が終わりました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会とし，次の会議を2日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議を5日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは，本日はこれにて延会とします。皆さん，御苦労さまでございました。

午前11時34分 延会

平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 平成30年3月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（延会） 午前11時35分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	欠
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
10	江 尻 健 二	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 矢掛病院管理者     | 名 部 誠   |
| 総務企画課長      | 山 縣 幸 洋 | 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 |
| 保健福祉課長      | 小 川 公 一 | 産 業 観 光 課 長 | 奥 野 隆 俊 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長     | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者   | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理    | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |             |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行    淳

6. 議事日程

日程第1 議案第30号 平成30年度矢掛町一般会計予算について  
 議案第31号 平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
 議案第32号 平成30年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
 議案第33号 平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
 議案第34号 平成30年度矢掛町病院事業会計予算について  
 議案第35号 平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について



議案第 36 号 平成 30 年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第 37 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第 38 号 平成 30 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第 39 号 平成 30 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第 40 号 平成 30 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

2日の本会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第30号 平成30年度矢掛町一般会計予算について

議案第31号 平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第32号 平成30年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第33号 平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第34号 平成30年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第35号 平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第36号 平成30年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第37号 平成30年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第38号 平成30年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第39号 平成30年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第40号 平成30年度矢掛町各財産区特別会計予算について

**○議長（江尻健二君）** 日程第1、議案第30号から議案第40号までの平成30年度各会計当初予算案件11件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第30号から議案第40号の、平成30年度各会計の予算、11議案について提案理由を御説明を申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計予算と各特別会計予算につきましては、地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の各企業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

はじめに、議案第30号、平成30年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、平成30年度の予算編成につきましては、御承知のとおり、本年が町長・町議会議員の改選の年にあたるため、骨格予算を前提とした編成に取り組んだところでございます。

内容に入ります前に、国において地方公共団体全体の歳入歳出予算の見込を立てるものとして、毎年度作成される地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。

計画の規模としては、約86兆9,000億円で、前年度比の0.3パーセントの増となっており、歳入面では、地方交付税を2パーセントの減とする一方、景気の上昇を背景に、地方税を0.9パーセントの増、地方譲与税を1.5パーセントの増として、一般財源総額では平成29年度を上回る額を確保したものでございます。

さて、本町におけます新年度予算の内容でございますが、一貫して取り組むべき課題である人口を増やす対策、これを実現するための“子育て支援の充実”，“賑わいのまちづくり”を重点テーマとする、引き続き住民生活に密着した施策、住民福祉の維持・向上に最大限配慮した予算編成に努めました。

以下、主な施策につきまして、平成30年度一般会計予算概要書を御覧いただきたいと思います。

今回の予算では、骨格予算ではありますが、下水道事業の地方公営企業への移行に伴う出資金計上の影響により、予算総額は77億円で対前年比5.9パーセント、金額にして4億3,000万円の増となっております。政府は、昨年12月に“人づくり革命”と題して、幼児教育の無償化などを柱とした新しい経済政策パッケージを閣議決定し、検討を進めているところでございます。

本町におきましては、国や県の動きに先駆け、これまでも保育園保育料の第3子以降無料化、幼稚園保育料の無償化、誕生祝金の段階的増額など、様々な形で子育て世代を応援する施策を展開してまいりました。ここで一つの決断として、今後5年間について、保育料の無償化を実現するものでございます。幼稚園につきましても、保護者の皆さんからのかねがね御希望でありました、完全給食の実施と、給食費、学用品等の無償化をあわせて実施いたす予算にしております。つまり、幼稚園・保育園完全無償化、無料化の実現でありまして、私から言わせば、究極の少子化対策というふうに思っております。

財源といたしましては、平成28年度に創設いたしました“こどもみらい基金”を原資とし、これまで積み重ねてまいりました堅実な財政運営をもとに、財政面に影響を及ぼすことのないよう配慮いたしております。

また、人口増施策の一環で取り組んでまいりました、これまでの結婚応援施策を一新し、“結婚応援プロジェクト”と銘打って施策も新たに展開してまいります。

このほか、ソフト事業といたしましては、更なる観光推進の一手として、観光地域づくりの戦略策定や、その実施のための調整機能を備えた専門的法人であるDMOの設立準備、おもてなし向上を図るための規格認証取得支援、グローバル人材を養成するための青少年海外派遣事業などを盛り込んでおります。

一方、ハード事業につきましては、町道東川面本堀線、辺地対策事業の宇内・原ヶ市橋の改良工事など、継続的な事業についても、所要の経費を計上いたしております。

なお、公共下水道事業特別会計が公営企業会計に移行することに伴い、従来の下水道事業償還基金の取り崩し分、約9億9,000万円を通常の繰出基準分とあわせて運営資金として同会計への繰出金で計上いたしております。

以上、平成30年度の予算編成の概要を申し上げます。

詳細につきましては、総務企画課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第31号、平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ17億8,000万円を計上しており、前年度当初に比べまして3億4,000万円の減額となっております。国民健康保険の制度が改正されたことによりまして、共同事業費が廃止されたこと等により、事業費を再編しております。また、新たな項目といたしましては、岡山県への納付金として、3億3,170万6,000円を計上いたしております。

また、この特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県の補助金、繰入金等を計上いたしております。

気になる保険税の問題ではありますが、皆さんも御存じのように昨年8月に標準保険料1人あたり1万円というような報道がなされてまいりましたが、それから約半年間、私は一生懸命、知事、部長等々と交渉をしてまいりました。特に、町村会の代表として町村の意向を踏まえながら交渉してきた過程の中で、今までやってこれたものがなぜ県下になったら高くなるのかということを十分実績を踏まえながら交渉してまいりました。かなりこの件については理解が得てきたというふうに思っております。そうい

うことを踏まえながら、この保険税については最終決定は当然１年間の決算が出てまいります。そしてまた、保険給付費の関係も１年通じての見通しも出てまいります。

そういうものを踏まえて６月議会の時点で判断をしていきたいというふうに思っております。非常にいい風が吹いておりまして、一つはやっぱり被保険者が健康づくりに努力してきたという、私が始めて１２年になります。最初の１年目からこの健康づくりに一番力を入れてきたのが私の行政でありまして、そういうことが約１０年かかるというのは、まだまだ今後はわかりませんが、ここ３年ぐらいちょっと頭打ちで横滑りになってきておるというのも一つの有益な風だというふうに思ってます。後は、この国の制度を最大限利用して、本当に職員もこの半年間振り回されたというふうに思います。資料を作っては交渉し、資料を作っては交渉し、そういう中で、徹底した論議をやりまして、非常に良い方向でここまで来ておるというふうに思います。被保険者の方には喜んでいただけるような最大の結果を出していきたいというふうに思っておりまして、この時点では現況の状況の歳入予算にしておるということでございます。

それ以外の詳細については、町民課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議案第３２号、平成３０年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が２つございますが、まず保険事業勘定につきましては、予算総額を１９億 ７,２００ 万円とするもので、前年度に比べまして ９,５００ 万円の増額となっております。予算の９割以上を占める保険給付費につきましては、三谷地区に老人保健施設リハヴィラ・ポルソが完成し、新たな入所者が見込まれることから、予算額での対前年度比較では、７,０００ 万円の増額計上となっております。

次に、地域支援事業費につきましては、昨年度に引き続き、保険給付費からの移行などで、対前年度比では、約 ２,７００ 万円の伸びを見込んだ予算としております。また、サービス事業勘定につきましては、予算総額 １,０００ 万円で、前年度に比べまして、４００ 万円の減額となっております。この特別会計全体の財源といたしましては、介護保険法の規定によりまして、保険料及び国、県、町のそれぞれ定められた負担率で計上いたしております。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第３３号、平成３０年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ ２億 ２,９００ 万円で、前年度比 ８００ 万円の増額で予算計上いたしております。主な内容につきましては、歳出では医療給付を行うための後期高齢者医療広域連合への納付金、対前年度比 ６２７ 万 ３,０００ 円の増額とし、歳入の後期高齢者医療保険料につきましても前年度比 １３０ 万円の増額といたしております。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第３４号、平成３０年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、平成３０年度の収益的収入の総額を １６億 ６,９００ 万円、支出の総額を １６億 ５,４００ 万円計上しており、収支差引 １,５００ 万円の黒字予算で調整いたしております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は企業債、補助金など ９,７９０ 万円、支出は起債償還・医療機器の購入経費などを計上しており、１億 ５,９００ 万円で調整しております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第３５号、平成３０年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、平成３０年度予算につきましては、収益的収入・支出では、収入・支出ともに ２億 ９,５００ 万円の収支均

等予算で調整させていただいております。

また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を 5,640 万円、資本的支出を 7,170 万円で調整させていただいております。

詳細につきましては、たかつま荘事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 36 号、平成 30 年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、平成 30 年度の予算につきましては、前年度決算見込、経営状況、平成 30 年度事業計画及び他の事業の関連など、総合的に検討して予算編成をいたしております。

収益的収支では、収入は前年度比 3.5 パーセントの減の 3 億 1,350 万円で、主なものといたしましては、水道料金、受取利息及び長期前受金戻入でございます。支出につきましては、前年度比 2.8 パーセントの減の 3 億 1,250 万円で、施設の維持管理費、配水管等の修繕費及び減価償却費等でございます。

次に、資本的収支では、収入は前年度比 38.4 パーセントの増の 2 億 3,200 万円で、主なものといたしましては、工事負担金、企業債借入金でございます。支出につきましては、前年度比 25.4 パーセントの増の 3 億 5,350 万円で、石綿管更新工事、浄水場更新事業でございます。収支差引不足額 1 億 2,150 万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補填するものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 37 号、平成 30 年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、平成 30 年度予算につきましては、平成 30 年 4 月 1 日をもって公共下水道に農業集落排水を統合し、併せて下水道事業については、従来の官公庁特別会計から公営企業会計といたします。ついては、地方公営企業法第 2 条第 3 項の規定に基づきまして、公営企業会計を一部適用したことによる予算編成をいたしております。

収益的収支では、収入は 7 億 8,500 万円で、主なものといたしましては、下水道料金、他会計負担金及び長期前受金戻入等でございます。支出につきましては、7 億 7,700 万円で、主なものといたしましては、処理場費、減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費等でございます。

次に、資本的収支では、収入は、14 億 600 万円で、主なものといたしましては、企業債、出資金及び補助金等でございます。支出につきましては、15 億 3,300 万円で、主なものといたしましては、企業債償還金及び管渠建設費等でございます。

詳細な内容につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 38 号、平成 30 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業の特別会計予算についてでございますが、平成 30 年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 780 万円で、前年度と比較いたしまして、430 万円の増額予算となっております。内容といたしましては、前年度と比較しまして、一般会計への繰出金が増加し、公債費が減少したものであります。

詳細については、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 39 号、平成 30 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は 300 万円で事務的経費を計上いたしております。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 40 号、平成 30 年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出に際しましては、それぞれ財産区管理会におきまして御同意いただいたものを提出いたして

おります。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第30号から議案第40号までの提案理由でございます。よろしくお願いをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** 〔議案第30号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課課長代理。

**○総務企画課長代理（堀 賢一君）** 〔議案第30号、事項別明細について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾一正君）** 〔議案第31号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 〔議案第32号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾一正君）** 〔議案第33号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。ここで15分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩します。休憩。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

**○議長（江尻健二君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。矢掛病院管理者。

**○矢掛病院管理者（名部 誠君）** 34号議案、平成30年度の病院事業会計予算案説明の前に少し時間をいただきまして、病院の運営方針について述べさせていただきたいと思います。

平成29年12月末の矢掛町の人口は、約14,400人で、年々少子高齢化が進み、65歳以上の人口は約37.4パーセント、75歳以上の人口は約20.6パーセントでした。5人に一人は後期高齢者となっています。町の人口構成を反映して、当院を受診する患者の年齢構成も高齢化しています。

2月19日のデータですが、入院患者さんが106名で、平均年齢は84.0歳、44歳から98歳の方でした。外来は289名おられまして、平均年齢は74.8歳、16歳から98歳でした。

高齢患者さんの特徴は、慢性疾患が多く、一人で複数の疾患を持つ傾向にあります。また、高齢者は、独居や老々介護が多く、経済的にも不安定であり、通院する交通手段を持たない傾向があります。

このような状況から、高齢患者に対しては疾病を治すだけでなく、コントロールしながら生活面も含めて総合的に地域社会全体で支えていく医療の必要性が提唱されていて、そのための地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。この仕組みの構築のためには、医療・介護・看護だけではなく、行政や地域のコミュニティーとの連携が必要となってきますが、特に地域医療を支援する中核病院と地域に密着したクリニックとの連携が重要です。

地域包括ケアシステムの構築を医療の面から支援する目的で、平成29年4月から当院では、地域に密着した患者に寄り添う医療をされているクリニックの医師を支援し、互いの連携をより一層密なものとするために、オープンクリニックを開設したところです。現在、町内六つのクリニックと当院を含めた2病院全てが参加しています。

今後とも、矢掛病院は地域の医療・介護・看護関係者と連携を大切にし、住民が住み慣れた町で最後まで療養できる環境づくりに寄与していく所存です。このような活動を通して、今後も矢掛病院は住民の皆様に信頼される公立病院として町内唯一の24時間対応の救急病院として、さらに地域医療を支える中核病院としての役割を果たしていく所存ですので、よろしくお願いいたします。

なお、予算案の内容につきましては、事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第34号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第35号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡邊孝一君） 〔議案第36号、議案第37号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第38号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第39号、議案第40号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） それぞれ説明が終わりました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の会議を明日の9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の会議を明日の午前9時30分から再開することに決しました。それでは本日はこれにて延会といたします。皆さん御苦勞様でございました。

午前11時35分 延会

平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 平成30年3月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前9時30分
 （議事） 午前9時30分
 （散会） 午後0時36分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	欠
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
10	江 尻 健 二	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長     | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長      | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長   | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長      | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長    | 奥 野 隆 俊 | 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 |
| 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 | 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 | 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 |
| 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   | 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行    淳

6. 議事日程

日程第1 一般質問 1番, 7番, 8番, 2番, 4番

~~~~~


午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日から15日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

日程第1 一般質問 1番、7番、8番、2番、4番

**○議長（江尻健二君）** 日程第1、一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は5名の方々であります。質問の順序は通告順といたします。

ではまず1番、花川大志君お願いします。1番、花川君。

**○1番（花川大志君）** 議席1番、花川でございます。

通告に従い、町内における公共交通の整備と人・物の流通を通じた御高齢者のサポートについて早速質問を始めさせていただきます。

まず、今回通告させていただいた事柄の全体像、つまり問いたい趣旨のポイントを述べさせていただきます。これをお話ししておきませんと、私どものつたない質疑内容では、ともすれば通告趣旨が単に道路・運輸行政の問題、しかも“公共交通・輸送に関する民間の経済活動は民間の問題”と捉えられかねませんので、あらためて説明をさせていただきます。

大きく要約いたしますと、本質問の趣旨は、公共交通の維持がもたらす地域包括ケアシステムの強化と推進への取り組みへの要望となります。更にこれを噛み砕いて申し上げますと、交通手段をお持ちでない御高齢者の生活の御不便の解消、併せて公共交通網の維持による地域コミュニティの保持と介護予防の推進への対策提案でございます。

昨年6月定例会一般質問にてお伺いした介護保険法の一部改正に伴う自治体への新しい総合事業移行に伴い、地域として町民一体となった支える側、これを私は、社会福祉協議会管轄のシルバー人材センターさん等を含めた有償ボランティアの活用でと提案し、この支え手を育むまちづくりの推進をお願いしたわけでございます。

今、ボランティアとして支える側にある方々も、いずれは支えられる側になるという自然の摂理から、町民相互の助け合いの循環の輪を広げていってこそ、優しさにあふれた快適なまちの実現があると小川保健福祉課長さんとの質疑応答を経て認識共有に至ったと記憶しております

そして、既にさまざまな御高齢者の介護拠点として、重度化を防止する取り組み、例えば、いきいきサロン・地域ミニデイサービス等々ですけれども、主催される方々の御努力のおかげで、それぞれ一定の実績をあげておられることは、皆さん御承知のとおりでございます。

では、その地域包括ケアシステムと公共交通の整備との関連性ですが、地域の御高齢者の方々からの聞き取り及びアンケート調査、この場合のサンプルは川面地区内の特定のいきいきサロンに参加されている御高齢者の皆さんですけれども、お話を聞いておりますと常に、一つのフレーズが出てまいります。それは、大まかに要約しますと“足がない”つまり交通手段をお持ちでない方、概ね独居及び高齢者夫婦世帯の御不便の声でございます。もともと車・バイクの免許を持っておられない方、バイクの免許し

か持っておられない方、これは女性に多いわけですがけれども、また車・バイクの免許を持っていたが自主返納された方など、さまざまな経緯の方々からの声であります。

「病院に行けない。」「買い物に行けない。」「そもそもサロンに行くにも季節・天候がよろしくなければ歩いていけない。」というお声に接すると、もうこれは地域包括ケアシステムの機能不全の感があります。

川面地区宇内にお住まいの85歳の男性の方は、免許を返納された後は買い物などは自転車に乗ってスーパーまで行かれるとのこと、大変御壮健で健康的な側面もありますが、「いつまで乗れるかのお。」と御懸念を述べられました。

交通手段がないばかりに、生活環境や行動範囲が狭まることは、ふるさとで送る老後の人生にとってたいへん残念と言わざるをえません。

そのような状況を踏まえ、まず矢掛町内の公共交通、定期路線バス事業やタクシー事業などの整備に対する行政としての捉え方をお聞きします。同じく“ふれ愛バス”の役割と利用満足度だけでは計れない交通手段の必要性や需要の掘り起こしに対する取り組みの有無など、担当課の御見解を問います。また、矢掛町内の御高齢者の方々への交通手段確保の実態と需要に則した対応を図るため、ルールが許す範囲でふれ愛バス運行ルートの見直しについて可能かどうか、社会福祉・地域包括支援また介護予防の観点から担当課としての御見解をお伺いいたします。

以上の点について、担当課長さんの御答弁を求めます。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは、1番花川議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

御質問では、公共交通なのか福祉なのかということがございますが、まず公共交通の部分について担当課として現状と支援策等お答えをさせていただければと思います。

公共交通で、現在矢掛町では、東西に動脈といたしまして井原線がございます。それから、南北には路線バスで笠岡方面と井原、美星ですが、この南北に路線バスがございます。これが動脈であるわけですが、これはどちらかといえば町外へ向けた広域の公共交通ということになろうかと思えます。それぞれ通勤・通学など地域住民の移動手段として大きな役割がございますが、現実的には利用者の減少に伴いまして運行自体は非常に厳しいものがございます。現在は、国・県・関係自治体、多額の赤字補てんをしながら運行しているというのが実態でございます。

そこで、一方町内ですが、町内を無料で巡回する福祉バス、ふれ愛バスがございます。御承知のとおり、ふれ愛バスは3台ございまして、3台のバスで各地区週2回運行いたしております。高齢者の方が老人センターの御利用とか病院、買い物など、交通手段として御利用いただいております。年間では、のべ1万人以上という方に御利用いただいております。一定の評価もいただいているという状況ではございますが、他市町のデマンドバス等と比べても非常に多くの利用をいただいているというふうに考えております。

確かに、デマンド方式と違ひまして、ふれ愛バスはルート運行でございますので、比べてしまうとやはり停留所までの距離、それから運行時間、そういった不便さはあると思いますが、このふれ愛バスの運行については、ちょうど6年前になりますが、さまざまな方式、デマンドを含めてさまざまな方式を検討して研究を重ねて、公共交通会議というのを設けてその中で意見を聞く中で現在の運行方式を決定をいたしております。

以前の老人バスと比べると非常に広範囲に細やかに運行いたしておるということは、御承知いただいていることと思っております。しかし、この一定の評価をいただく中でも現時点では交通弱者に対する公共交通として機能しているというふうに考えておりますが、いつまでもベストではありませんので、今後、少子高齢化が進む中で交通弱者に対する公共交通の運行、これがふれ愛バスでその全ての課題が解決するわけではございませんので、今後もこの公共交通のあり方については協議を進めていくと同時に、利用者のニーズとかデマンド方式も含めて円滑化、地域の交通の円滑化に向けた検討というのは引き続き進めていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 1 番、花川議員さんの御質問に保健福祉課からお答えいたします。

御高齢者の交通手段の確保の実態といたしましては、町の中心部を除く地域にお住まいの御高齢者は自家用車を使用するか、ふれ愛バス、またはタクシーを利用されています。タクシーを利用する方は、基本的な負担もありまして、外出は通院や最低限度の買い物程度となっております。

一方、定期バスの運行路線のほうは、乗り合いの性質上、比較的住宅密集地を經由しているため、需要とうまくかみ合っておりません。なお、この実態は日本全国どこも同じ状況にあると考えております。ルールが許す範囲での見直しということでございますが、先ほど総務企画課長が申し上げましたが、公共交通機関のあり方について地域交通の円滑化に向けた検討は引き続き進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1 番（花川大志君）** それぞれ担当課からの御答弁をいただき、まことにありがとうございました。

定期バス路線事業については、国・県・自治体が赤字補てんしながらの運行とのこと、またタクシー事業に関しては、利用の個人の経済的な負担が利用頻度に影響しているのではないかと御見解でございました。

ふれ愛バスの運行・運営全般については、デマンド方式、つまり対応型交通方式ですが、利用者の要求に応じて運行する形態への移行も含め、地域交通の円滑化に向けた検討を行うとの総務企画課長さんの御見解がありました。町内各地の交通手段をお持ちでない御高齢者の方々は、これを聞いて安心されたことと推察いたします。

その中で、ふれ愛バスの需要実態及び実績への御答弁ですが、年間のべ1 万人以上の御利用とのことでした。実績の示す通り、この施策はたいへんありがたい取組でございますが、運行するバスの乗車率でみるとどうでしょうか？矢掛町内各地を1 週間にのべ60 路線運行しておりますが、この場合の全乗車定員数は576 名、これに年間55 週をかけますと乗車定員数は31,680 人となります。先ほど御答弁にあった実績である1 万人をこの乗車定員数で割ると、つまり乗車率は31.6 パーセントとなり、平均乗車人数はバス1 台あたり約3 名となります。これが多いか少ないか、利用率が高いか低いかは見解のわかれるところでございます。

先ほどの質問の趣旨は、まさに公共交通機関の需要と実態の現状の認識共有であったわけでございます。矢掛町内を取り巻く公共交通機関の現状は確認できましたが、ここに新たに交通サービス事業が参入することとなりました。

本年1 月16 日付で中国運輸局から矢掛町内の運送業者さんに全国で初めて“貨客混載”の認可がおりました。貨客混載を分かりやすく説明いたしますと、タクシーが人・お客様だけではなく荷物のみ運

搬することができ、またトラックが荷物だけではなく人も運搬することができるサービス事業です。

国の過疎法による指定地域のうち人口3万人以下の中山間地が対象となる認可事業で、まさに矢掛町はこれに該当します。日本で一番最初の許認可ということで、全国的にも話題になりました。

私も地域包括支援の観点から、少なからずこれに携わったわけですが、認可を受けた町内の運送業代表者の方は、「公共交通機関の行き届かない地域に生活される、買い物など外出が困難な交通弱者の手足となり、町の便利屋として社会福祉に貢献することが目的で、運送事業の収益性は二の次。」と、申請の思いを直接お話しくださいました。この理念は、たいへんありがたいものと私は思っております。

このサービス事業が一般的に定着いたしますと、前段のさまざまな意味での“足がない”といった問題に対処できますし、取りまとめを行う拠点が確立できれば、乗り合いによる利用者の負担軽減も可能になり、保健福祉課長さん御指摘の経済的負担問題も緩和できるのではないかと考えます。

この貨客混載サービスをうまく利用しますと、介護予防・地域包括支援の観点から“生きがい”とか“やりがい”とか、精神的に作用する日常の暮らしの側からも交通弱者の方々をサポートすることが可能になるのではないかと考えております。

例えば今、矢掛町はさまざまな観光振興策により交流人口が増大しており、その来訪者の受け皿としての一次産業・農業生産を下支えする目的で地元JAさんが国道486号線沿いで産直・農産物販売所を運営されています。ここへ町内各地から生産意欲をもって物心両面の自立を目的に、御高齢者を含めさまざまな方が日々農産物を納入されています。その商品棚を埋める季節ごとの新鮮な野菜でございますが、現在のシステムとしては納入される登録生産者の方が朝ここへ直接搬入し、かごを並べ、夕方売れ残った品を回収するというルールに基づいて運営されています。

やりがいを求めて参加を希望してはいるものの、御高齢の方には、この搬入・回収の部分に結構ハードルがあるそうで、朝の納入はまだしも午後の回収がままならないので納入していないとのお話をお聞きいたしました。また、御自宅の畑で趣味と健康を兼ねて野菜を作られている方が、「JAさんの直売所へ出したいけど、車が使えんけえ無理。残念。」とのこと、せっかくの生きがい・やりがいの受け皿であるにも関わらず、この2つの事例にも交通の問題が存在しており、貨客混載サービスは、こういった問題にも十分対応できるのではないかと考えています。しかも、あくまでこれは受益者負担であり、財政措置は不要あるいは必要最低限のシステムの構築のための予算措置で済むのではないかと推察しております。

そこで、先ほど申し上げました取りまとめを行う拠点のことでございます。地域包括支援・介護予防など、さまざまな観点から地域単位で情報をとりまとめて交通弱者の解消と、一次産業従事者が多い我が町で、小さくても些細なことでもいいから生きがいややりがいに支えられた老後を送っていただくための仕組み・組織作りを既存のふれ愛バスや今後の貨客混載サービスとあわせて、ぜひともお願いしたい。特に、いきいきサロンがその拠点に適合するのではないかと私は考えております。もちろん、サロン主催者の方々の御負担も考慮しなければいけませんので、十分な研究が必要であり、今後の課題はたくさんあります。

そこで、いきいきサロンの組織運営について、また、交通手段の確保、特に地域包括ケアはもう“ヘルス”つまり健康の観点だけではなく公共交通という観点からも取り組まなければならないのではないかと。この2点について、時代と町の振興の現状にマッチした推進の必要性に関し、再質問として担当課の御見解をお聞きしたいので、御答弁を求めます。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 花川議員さんの再質問にお答えいたします。

いきいきサロンは、高齢者や障害者が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の仲間づくり、出会いづくり、健康づくりをするための場を貸すそうです。

家に閉じこもらずに外出することで誰かと会い、あいさつ程度でもいいので話しをする。こういった行動によりまして、社会との繋がりを持ち続けることが何よりの介護予防でありまして、健康づくりとなります。

矢掛町には、90を超えるいきいきサロンが社会福祉協議会に登録されておりまして、地域のボランティアにより運営されております。また、社会福祉協議会に登録されていない既存の組織の枠を超えた独自のグループによるサロン活動も増えつつあります。

御質問では、このサロンにさえ入れない方がいらっしゃるということですが、町内には60の自治会と300の町内会があります。ですので、御指摘のように90のサロンだけでは徒歩で通える範囲をカバーできていないと考えられます。

担当課といたしましては、サロンは集いの場所であればよいと考えております。そこで、何か行事やイベントをしなければならないものではなく、そこに行ってお茶の1杯を飲む。そのうち誰かが来たらとりとめのない話をする。そういった場所があることが大切だと考えております。徒歩で通える範囲で御近所の何軒かでお互いが行き来する場所をつくっていただければ、それが介護予防に繋がると考えていますので、既存の形にこだわらず、自由な発想でお住いの場所にあった自然なかたちで集える場所をつくっていただき、お出かけいただくことで、認知症予防や介護予防につながると考えています。しかし現実には、今あるサロンに通いたくても通えないという課題があることも事実でございます。

矢掛町では、公共交通機関としてのタクシーが町内全域をカバーしていますにも関わらず、高齢者にとって交通手段として活用しにくいのはやはり経済的負担だと考えます。議員さんの御提案にございます移送機会のシェア、1台のタクシーを複数の方が同時に利用するという乗り合い方式は、最もシンプルに公共交通機関の利便性向上と経済的な負担の軽減を同時に解決できる有効な方法だと考えます。

全国で初めて町内企業で二葉観光さんが認可されました貨客混載についてでございますが、確かに輸送機会のシェアでありまして、経済的に軽減され課題はマッチングかと思いますが、生きがい・やりがいも含め新しい取組として期待されるところでございます。

行政にも参画をということで御提言でございますが、基本的には民間の営利事業でございます。公的な立場としてどう参画できるかということは、検討と議論が必要でございますが、できることは積極的に協力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁ありがとうございました。

誠意に溢れたお言葉だと私は受け止めます。サロン運営と公共交通への御見解をお聞きし、ほぼ課長さんと認識を共有できたと私は今感じました。

行政事務を法令に則り執行するという大前提から、できることとできないことがあり、それは十分に理解できますから、ただただ補助をというわけにはまいりませんので、まず拠点づくり・システムづくりのプラン策定が肝要と考えます。その段においては、公益性の観点から行政のお力が必要だと思います。

昨年6月定例会における介護保険法の改正に伴う町への総合事業移行に関する一般質問において、山

野町長さんからは、「地域包括ケアシステムの強化・推進における健康づくりや介護予防は、“まちづくり”の重要なテーマである。町民への負担軽減に直結する必要な事業へは、積極的に取り組んでいく。」とのありがたい御答弁をいただいたわけでございます。少し意味合いは違いますものの、介護予防が推進でき、地域包括支援が成るのであれば、公共交通対策もこれに準じた一つの要素として、高齢化社会における矢掛町の必要な行政施策になると私は考えますので、山野町長さんの御見識・御見解の一端をお聞きしたく、この件について再々質問として御答弁をもとめます。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 非常に熱心な御質問、そしてまた回答に対してほぼ理解をされたようなことでございましたので、感謝申し上げたいと思いますと同時に、今回、矢掛町で貨客混載の全国初めての指定を受けたということにつきましては、その事業の趣旨もわかりますが、日本全国に矢掛町ここにありというようなことで、事業者にも敬意を表したいというふうに思います。

この問題は、かなり難しい問題の質問をされました。これは、行政がある限りもう何十年、考えぬいてきておる課題であります。この発想もですね、今の公共交通とその福祉を連携するというのは、まず今でも全国ないんじゃないかな。今回皆さんにお渡しいたしました高齢者福祉計画、介護保険計画、そして障害者計画、3つの案を皆さんのお手許へ配ったと思いますが、たぶんこの言葉もこの中にはないんじゃないかなというふうに思います。

非常に先進的な質問ではございますが、かなり難しい問題であります。ひとつずつ考えてみても、みんな試行錯誤しておる問題。つまり、簡単に言えば、大きく高齢者福祉、これだけの深さというのは非常に大変な内容でありますし、歴史もありますし、お金もたいへんかかる事案でありまして、国もたいへんに今困っている状況ではございます。

高齢化社会の問題、もう1つは、公共交通も非常に奥が深くでありまして、もう長年矢掛町もやりぬいてきました。矢掛町で行政でできることというのは一部でございまして、今、岡山でもいろいろ起きています。非常にですね、採算が合う・合わない、誰がお金を出すの、関係がですね行政ができるものではありませんので、これはもう全国でもまちまちで、いろいろ違います。岡山県で言えば、この辺はまだ恵まれてますので、逆に恵まれているが故に公共交通があり、タクシー屋があり、いろいろあります。ずうっと北の方に行ってみますと、何もない。何もないの対策、そういうものとは比較にはならないものがありますので、非常に複雑だろうというふうに思います。

そういう中で、今言われますように、この中身を言うとは非常に複雑になりますけど、今あえて私に言われておる地域包括ケアシステムの問題、これは私のこの言葉は何が出发点かといいますと、昨日、病院の名部管理者が言われたと、このことを思い出していただきたい。

なかなかですね、この包括システムをやるということになれば、病院もあれば開業医の方もいる。そしてケアマネの人もおられる。そして今福祉の方、そして地元の方、これはもうたいへんな労力のいるシステムであります。まだこれからですね。矢掛町は、昨日、名部管理者が言われたように何年も考えてきたけれども、なかなか実行に移せない。町としても悩んでおったところへ病院が動いたということで、開業医まで動かれました。そういう面では、一歩進みつつあるかなと。

内部では、職員の方に私が指示してますので、連携会議等も今進めております。

そう簡単にはいくとは思っておりませんが、前向きに検討しながら、そして実践をしたら検証して、一步一步進んでいく。そのためには、やはり住民の方々の理解と協力がなければできない福祉でありま

す。一番議員に言っておかなければならない大事なことは、これから一番矢掛町の予算でも4分の1が福祉の予算です。これを本当の今、矢掛町の税金、国の代理がどこまでやれるかというのが問題であります。その言葉でできたことが、福祉は、自助・公助・共助、順番が自助・共助・公助であります。頭へしっかりこの三つをもって判断をするのが私の役割でもあります。

いろいろな要望が出てまいります。一番は、やはり自立すること。自分で頑張る。こういう町をつくったり、自分でやれる。二つこれが町で言えば、健康づくりであり介護予防だろうというふうに思います。その所を乗り越えて、もう無理だろう、ここからはちょっと自助じゃ無理でしょうと、今度は始まるのは共助であります。この共助の中に地域の方々とそして家族の方々、そして本人、そして行政、それがかんでどういうかたちでできるか。その意味は、今の質問の中には、ここの分には非常に大きいというふうに思います。

最後が、どうにもならなくなった。共助でも。これから公助に入ってきます。この判断がここへ全部出てきて、お金もその判断で出てきます。自助では自分でやっつけよう。共助ではみんな助け合いでやっつけよう。それでもおえない、お金が無い人は公助でやっつけよう。こういうシステムの中で成り立つわけであります。

私から言わせば、住民の税であります。それをいかに使っていくかということには、議会も合意であるし、住民も合意ということになればその判断があるだろうというふうに思います。これは基本原則。

そういう中で、非常に難しい問題なので、今、言われたような積極的な提案があれば、これは一生懸命ですね、みんなと共に考えていく必要があらうかというふうに思います。

それぞれ課長は積極的に捉えてきておりますので、その趣旨で沿ってくるというふうに思いますが、私とすれば、一番大きな課題の問題ではありますので、これから見直す中でも、今までもいろいろやってきました。行政側の案ぐらいではなかなか難しい問題がありますので、議員も積極的に対応していただいて、基本的なところから具体的な内容等々については、それからサロンの問題についてもですね、私自身も今、九十なんぼあると言いますが、思い通りの活動にはなっていないというふうに把握しております。それがまた何が問題なのか、やはりその地域でみんなが自由に寄り合えて、話し合えて、そしていろいろなことが語り合える場にならないと、この事業でもなかなかうまくいかない面もあります。

課題もですね、これはまあ社会福祉協議会の事業でありますので、ここの提案にあったことはですね、実践するのは社協でありますから、そちらも伝えてですね、行動計画をお願いしなければならないと思っております。

ぜひですね、趣旨のことにしましては、関心を持っていただいてですね、提案者そしてまたお会いした方の意見を十分キャッチする中で行政とタイアップしていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁、まことにありがとうございました。この問題が難しいということは、私も十分存じ上げてはおるわけですが、更にその奥深いところはなかなか我々町民にはわかりづらいところがあります。議会を通じてしっかりその全体像というのは、町民の皆さん方にしっかりお伝えしてまいります。

その中で私が今次提案をさせていただいたのは、まさにその町長さんがおっしゃった行政の分野とあるいは我々が自立、町民が自立して自助の部分のこととございます。できることは非常にハードルが低

いんですけれども、未だにやられていないことを実は一つの貨客混載事業サービスというものをきっかけにいろいろと推進できれば、これは、交通弱者の方々のためのいろんな意味で助けになるのではないかと。その中で、一生懸命これから取り組んでいこうと思っております。

この貨客混載サービス事業を含め、公共交通の整備については、いきいきサロンを主催される方々と共に社会福祉協議会及び生活支援活動の強化方針である地域総合相談及び生活支援システムに該当するものと、私自身しっかりととらえて、その公益性の観点から、まずは我々町民の側からシステム作りをこの骨格づくりを行い、しかも受益者負担がベースの公共交通サービスを推進するための拠点づくりを私自身モデル地区を設定しながら、一歩ずつ進めていこうと考えますので、町長さん御指摘の通り、引き続き担当課、担当部署の職員の皆さんがたにはいろいろと御協力をお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に7番、笹井愛子さんお願いします。7番、笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 議席7番、笹井愛子でございます。

通告に従い、明日の矢掛町を創造する政策について、4項目に分けて質問させていただきます。4項目続けて質問いたしますので、御答弁、よろしくお願いいたします。

1項目め、超高齢社会を迎え、地域で自立して生活するための、住民を支える地域づくりについて保健福祉課長にお尋ねします。

平成24年に地域包括ケアシステムが導入されて以来、医療・介護予防・生活支援・住まいなどを軸とし、これらを適切に供給するために各市町村は真剣に取り組んでいます。

ケアシステムは、医療・介護のみならず福祉サービスを含めて住民を支える地域づくりです。そのため、当議会で繰り返し提案と質問をさせていただきました。特に、高齢者対策としてお年寄り同士で介護をし合ういわゆる老々介護の助成をはじめ、居場所づくり、見守り活動、安否確認、外出支援、買い物・調理・清掃・家庭ごみ出し等、困難者にとって必要不可欠な支援に加え、高齢者の訪問医療・在宅医療について要望させていただきましたが、これらのことが今なお充分対応されていない現状だと思っています。

福祉サービスを含め、高齢者を支える地域づくりについて、今後の重点目標をお聞かせください。

高齢者医療・介護に関連して、国民健康保険と介護予防についてお尋ねします。

国民健康保険制度が新年度から県が財政運営の責任主体となることを受け、保険料が安くなると期待していました。住民の皆さんも期待されていたと思いますが、新聞発表によると矢掛町は2016年と比べ、11.34パーセントと県下2番目の保険料の増額率となっています。減額された市町村が14地区あり、矢掛町より規模の小さい自治体が25パーセントの保険料減額としています。

予算をやりくりする行政努力をされる矢掛町にあって、家計を圧迫する国民健康保険料の増額になった理由をお聞かせください。

次に、介護予防制度についてお尋ねします。

要介護度が低い要支援1と2の方に対し、サービスを介護保険から切り離して市町村が担うことになった介護予防、日常生活支援総合事業について、賛否が分かれています。賛成の自治体では、“利用者の状態に合ったサービスを活用できる”、“住民に身近なお年寄りが集う場所をつくることは重要”、“身体介護などは専門職”、“掃除や洗濯といった生活援助は地域の支えあいで行うべき”と回答されています。反対の矢掛町は、“事務が増えたうえ複雑になった”と回答されています。介護予防新制度の運営について



て、反対された真意をお聞かせください。

次に、2項目めに移ります。災害、防災対策について、総務企画課長に質問させていただきます。

まず、大規模災害時の弱者避難計画についてお尋ねします。

日本列島は、地震大国と言われ各地で頻繁に地震が発生しています。東日本大震災を教訓に、避難行動要支援者に対する災害対策基本法が2014年に施行されました。大規模な災害時に、高齢者・障害者・弱者を支援する法律です。この基本法は、災害時に手助けしていただける人、また国が各自治体に対して義務付けている要支援者名簿の作成と一人ひとりの避難先など挙げています。

弱者のための避難対策が、矢掛町はできているのか現状をお聞かせください。1、災害時に手助けをしていただける人数、2、国が義務付けている要支援者の名簿の作成、3、避難者の個別計画などについて御答弁をお願いします。

次に、空き家の防災・防犯対策について質問します。

少子高齢化に伴い過疎化が進む矢掛町は、空き家が加速的に増えています。倒壊寸前の家屋も見受けられ、住民の不安を募らせています。防災面・災害時に危険にさらしかねない空き屋対策について、どのような基本条例を制定されるのかお聞かせください。

防災対策に欠かすことのできない無電柱化事業について述べさせていただきます。

生命・財産を守るまちづくりのために、無電柱化は必要であることを再三説明し、御要望させていただきましたが、お聞き入れいただけないまま今日に至っています。過去の議会で反対される口実も、時として変わり、理解できない御答弁でした。一貫して言われたことは、矢掛町は財政的に困難ということでした。古民家再生に使われた金額、観光事業に投じた金額の3分の1あればできる事業だと思っています。反対されてこられた、財政的に困難と言われる口実に、矛盾を感じています。

矢掛町はする意思がないため、事業に必要な金額を検討されることなく財政的困難とひたすら言われてこられました。国は、無電柱化に25年前から大型予算を計上しています。阪神淡路大震災で起こった高速道路の倒壊、神戸長田区の電柱投下による惨事は、記憶に新しいことです。

震災後に行われた芦屋の市長選で、無電柱化を公約に掲げ、果たせていただいたと市長御本人からお聞きしたことがあります。

災害の不安が少ないまちづくりを望んでおられる住民は、芦屋市だけではなくありません。岡山県の県民意識調査でも、良質な保険・医療・福祉サービスの充実と並んで、災害の不安が少ない政策を望んでおられる方が68.7パーセントおられます。

無電柱化につきまして、生命・財産を守り、歴史的まちなみの保全のために、議員をさせていただいた当初から要望し続けてきました。

私の最後の質問としてお尋ねします。無電柱化事業は、必要である、必要でないの二者択一で行政の立場で御答弁をお願いします。

次に、3項目め、観光振興策について産業観光課長に御答弁を求めます。

平成25年7月にオープンした町家交流館を観光基地として、観光活性化事業が始まりました。来町者も増え、“行き交う人もまた旅人なり”の実感を味わっています。観光客の状況を知る目安としてお尋ねします。平成28年度に来町があった観光バスの台数をお聞かせください。平成25年度まで統計を取り続けてこられた観光協会のデータと比較したいと思います。

賑わいのまちづくり政策が低調だと思われますので、お尋ねします。

観光バスや旅行会社に対して、どのようなPRをされておられるのか教えてください。かつて観光協会では、7県にわたり年間58か所の旅行事業所を訪問してPRされています。観光活性化に向けては、小さいことからコツコツと積み重ねていくことが大切です。

商工会館駐車場脇にある観光案内所の再利用のお願いをします。

以前、駐車場正面に標識板の大きな柱がありました。観光バスの駐車などに支障がありましたので、移転をお願いしました。今は広く駐車しやすくなりましたので、案内所があれば来町者がちょっと車を止めて聞く場所として最適と思います。観光ボランティアの詰所を兼ねた案内所として活用していただけないでしょうか。

また、ドライバーへの配慮として、国道弦橋付近と商店街元町交譲館前の2か所に“山陽自動車道鴨方インター”への誘導標識設置をお願いします。これも大切な気配りと思います。

観光は、魅力あるまちづくり、やさしさと気配りの積み重ねではないかと思っています。

最後に、4項目め、矢掛町が目指す安心安全のまちづくりについて、山野町長の抱負をお聞かせください。

県が施策に対する住民の満足度を把握するため、2012年度から毎年、県民意識調査が行われています。調査項目は18で、重要度の高いものから5項目申し上げますと、1、良質な保健・医療・福祉サービス、2、災害の不安がない、3、子供の学力向上、4、青少年が健全に育つ、5、安心して子どもを産み育てられる、の順になっています。これら住民の御要望にお応えする政策が必要とされています。特に、高齢者の在宅医療・福祉サービス・南海トラフ大地震を前提にした無電柱化・防災対策など、住民の御要望にお応えできる安心安全なまちづくりについて、山野町長の抱負をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、笹井議員さんの1項目めの御質問に保健福祉課からお答えします。

笹井議員さんには、今年度9月議会・12月議会で高齢者福祉や介護関係の御質問をいただいております。

地域コミュニティーの担い手の育成や自主的な活動のサポート、見守りネットワークやいきいきサロンの支援、病院との連携による退院患者さんの支援体制の確立など、これら全てに共通するのが地域包括ケアシステムでございます。地域包括ケアシステムと申しますのは、高齢者の方が人生の最後まで自分の望む場所、自宅や施設などでございますが、そういった場所で自立した生活を送ることができるように、医療・保健・介護・福祉のサービスを連携し、充実させることにあります。

自立した生活といいますのは、病気になったら病院へ行くことができ、行けない時は訪問診療や訪問看護で、介護になったら御自分の選択で必要な介護サービスを受けることができる環境、病気や介護、障害などの原因で差別を受けたり、虐げられたり、諦めたり、そういったことがない、人として尊厳を持ってお互いを尊重しあえる社会、そして、最後の時にこの町で生まれ、この町で生きて、この町で人生を終れることが幸せであったと感じられる日常を過ごすことができること、そういう社会をつくること、高齢者を支える地域づくりでありまして、保健福祉課の重点目標であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、12月議会で御質問いただきました矢掛病院との連携会議につきましては、名部管理者の御協

力をいただきまして、地域包括ケアシステム支援会議として1月から正式に発足しております。今後、在宅医療の推進、医療介護連携、地域ケア会議の構築など、課題解決に向けて連携協力してまいりますので、この機会に御報告させていただきます。

次に、新聞報道の真意ということでございますが、御指摘の件は、昨年12月の山陽新聞の記事かと思えます。昨年11月の初め頃、山陽新聞社からのアンケートがございまして、住民やNPOなどの協力を得て行う総合事業について、県内市町村の現状や課題解決に向けた取り組みをまとめ、紙面で特集したいということで、回答依頼がございました。

要支援1と2の方のサービスのうち、訪問介護や通所介護は、地域支援事業として市町村に実施が委ねられておりまして、現行のサービスを継続するか、基準や介護報酬を引き下げて実施するか、住民のボランティアやNPOに委託して実施するかなど、実施方法を市町村が決めることになっています。

矢掛町では、NPOによるサービスは現在のところございません。住民によるボランティアは訪問ボランティアや地域ミニディサービスでございますが、まだまだ要支援1と2の方を全てカバーできる規模ではございません。町独自にサービスの基準を引き下げ、介護報酬を引き下げて事業を実施する場合には、規模の小さい矢掛町ではサービス事業者が撤退してしまう恐れもありまして、現状では以前と同じサービスを地域支援事業として提供しています。

また、総合事業に移行したことで、同一の事業所であっても要介護者へのサービス提供について県の指定、要支援者へのサービス提供については、町の指定事業所となりまして、特に町外の事業者は、サービスを提供する市町村ごとに指定を受けなければならなくなったことなどがありまして、山陽新聞のアンケートでは、総合事業の事務に関する制度設計について、市町村の事務が増え、複雑になったと、実情をそのまま回答したものでございます。

新聞記事にもございますが、反対した市町村が3自治体でありまして、逆に賛成した市町村も4自治体となっております。多くの自治体が、どちらとも言えないと回答しています。介護保険は、国の社会保障制度のひとつとして確立しておりまして、制度の持続性を堅持にする必要があります。

総合事業は、公的支援の届きにくい、または届かない地域の特性による福祉の課題を住民の力で解決しようとした制度で、これを実現することが住民同士の繋がりを再構築し、お互いの顔が見え、お互いを思いやり、安心して住める地域ができるものと考えており、その理念自体に反対するものではございません。しかし、法改正から3年が経過してもまだサービスが確立していないという点、要支援1、2を一律に総合事業に移したことによる利用者や事業者への影響など、実施主体である多くの市町村には制度の安定性についてまだ不安があるものと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾一正君）** 7番、笹井議員さんの御質問の国民健康保険料の岡山県の試算についてお答えします。

御質問の件につきましては、新聞報道等で公表されている昨年の8月25日の岡山県の発表のことだと思いますが、矢掛町の1人あたりの標準保険料の試算は、笹井議員さんの御指摘のとおりの数値が公表されました。なお、この試算数値は国の計算式に基き、医療費の規模や被保険者の所得水準、加入者数などを加味し、平成27年度の数値により平成29年度に財政責任主体が岡山県に移管したと仮定して算出したもので、この試算数値は、岡山県が示した参考数値であり、実際の矢掛町の税率を示したも

のではありません。

この岡山県の試算数値は、医療費の支出が多く、所得水準が高い自治体ほど高額になります。そのため、平成27年度実績で岡山県下では1人あたりの医療費が2番目に高い矢掛町は、岡山県の高い試算数値が示されております。

しかし、現状、つまり平成28年度は岡山県下で国民健康保険料が2番目に安い状況でございます。このことが、岡山県の試算数値と矢掛町の保険料と比較して11.34パーセント増となった主な要因と考えられます。なお、平成30年度予算に関しましては、町長が提案説明の中での説明されたとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは、7番、笹井議員さんの御質問で、2項目めになろうかと思いますが、災害・防災対策についてお答えをさせていただきます。

御質問3点あったかと思いますが、まず1点目で、災害弱者のための避難対策の現状ということで、現在、避難行動要支援者と呼ばれておりますが、矢掛町では、法で義務付けがされる以前から要援護者台帳として台帳の作成をいたしております。現在は、法が改正されて、名称も要支援者登録台帳というふうに変更になっておりますが、以前から整備をしていたというものでございます。

この台帳には、個別に緊急時の家族の連絡先、それから議員さんお尋ねの手助けをしていただける方、これ人数はそれぞれなんです、1人の方もいらっしゃる、3人の方もいらっしゃる、と名簿に登載されておりますが、そのほかに、避難先、それからエリア的に担当の消防団部、また自主防災組織、こういったものも掲載をされております。これは毎年更新を、民生委員さんの御協力をいただいて更新をいたしております。現在、約600名程度登録をされているというのが現状でございます。

また、この台帳の詳細な内容というのは、個人情報で秘匿性が非常に高いため、名簿というのは別に作成いたしております、この名簿については、要支援者名簿ですが、関係機関、警察、消防署、消防団、地区社協、それから矢掛病院、当然、民生委員の方、こういった方に毎年最新版を配付して情報の共有を行っているという状況でございます。

続きまして、2点目で空き家の防災対策でございます。

昨年の3月の議会に提出をさせていただいておりますが、矢掛町空き家等の適切な管理に関する条例、これを制定をいたしております。

内容的には、危険な空き家については、まずは立ち入り調査、それから助言・指導、更には特定空き家としての指定なども含めまして、持ち主への勧告・命令、最終的には代理執行という、そういったことまで行うことになろうかと思っております。

これが今の条例の制度でございます。

続きまして、最後の3点目の無電柱化事業についてでございますが、無電柱化事業、これが必要か必要でないかお答えをということでございますが、昨年度、28年度ですが、無電柱化構想の基礎調査、これをコンサルに委託して実施をいたしております。これ御存じかと思いますが、行政として必要という判断があったから予算計上をさせていただいて、予算の議決をいただいて実施をしたというふうに思っております。

現在、この無電柱化事業については、特に歩みを止めているわけではございませんで、ハードルは沢

山ございますが、ちょっと気になるのは、説明が変わるということがありましたが、確かに財政問題も一つの課題で、国の補助というのは、国が補助をつけても必ずしも矢掛町が対象になるとは限りませんので、以前は財源もなくて、財政的問題というのは大きなハードルがあったというのも事実でございます。ただ、今、一番の課題は、財政問題ではなくて沿線住民の理解がいただいていないということでございます。

先の12月議会で建設課長もお答えをいたしておりますが、基礎調査の時のアンケート調査で、沿線住民のアンケート、これ約50パーセント賛成と、50パーセントということは、現時点では取り組める状況ではないというふうに12月議会で建設課長がお答えをさせていただいております。

まずは、住民の方に理解をいただくことというのが一番ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** 7番議員、笹井議員さんの御質問、3点目、観光振興策ということで、産業観光課からお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、矢掛町へ来た観光バスの台数という御質問でございます。

観光で矢掛町を訪れるバスでございますが、これには旅行会社のツアー、任意の団体、個人等さまざまな方たちでバス利用で矢掛町に来られると思います。そういった中で、バスの台数全てを把握することは不可能であるということは、御理解はいただけるというふうに思います。

そうした中で、町として把握できる観光バスの台数といたしましては、平成28年に結成いたしました矢掛町並み案内人を通じて観光ガイドの依頼があった観光バスの台数ということでございますが、平成28年度が160台、案内人数といたしましては、4,120人、また、平成29年度のこれは11月までの集計ということになりますけれども、67団体、1,244人ということでございます。

また、古民家再生事業を通じまして、賑わいの町づくりが話題となりまして、全国から観光のまちづくり、賑わいづくりの視察が来町されております。バス利用での御来町が、28年度が7団体、7台で85名の方が、平成29年度につきましては、現在まで11団体、158名の方がいらしているところでございます。

このほかにも、水車の里でありますとか、運動公園、町家交流館、矢掛屋等の施設へ直接乗り入れるバスというものもあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、観光バスや旅行会社へどのようなPRをしているかという御質問でございます。

御質問にもございますように、こうした誘客促進活動は、一般的には観光協会等が担うというふうに理解をされております。本町では、観光協会等の組織がない中でそうした活動につきましても町といたしまして誘致活動を行っているという状況であるということを御理解をいただきたいというふうに思います。

そこで、町で取り組んでおります誘客促進事業といたしまして、岡山県観光連盟・観光連盟・町内観光事業者と連携したプロモーション活動を行っており、平成28年度は33社の旅行会社と商談をし、本年29年度は、広島、神戸、四国方面などのエージェンツ55社を訪問して商談を行っております。また、新たな取組といたしまして、町内バス会社と委託契約をしておりますが、旅行会社への訪問をして営業活動を行っていただいて、町内観光ツアーの造成を促進をしていただいているというところでございます。

そうした営業・商談活動の効果によりまして、来月4月7日、8日の2日間、旅行会社とのタイアップツアーの実施が決定をいたしてございまして、町内関係団体、JA等と連携して朝市の開催、その他のおもてなし企画を計画しており、現在、受け入れる準備を行なっているというところでございます。約1,000人の観光売込客を目標といたしてございます。

また、旅行会社、バス会社への補助金の制度を設けてございまして、町内観光バスツアー客1名あたり500円の補助を出して、観光会社、バス会社のツアー造成を促しているというところでございます。更に、ツアー客へのマスキングテープ等のノベルティグッズ、記念品を贈呈するなどいたしまして、観光誘客の促進を図っているというところでございます。

更に、観光産業、企業、文化、自然、交流定住、就農、企農など、まちの情報を広く発信するため、県内を始め、東京、大阪、名古屋、福岡の首都圏等で開催されます観光商談会、観光物産フェア、移住定住フェア、就農フェアと各種フェアに参加し、職員がまちのセールスマンだという意識の中で定住人口・交流人口を図るため、地域ブランド戦略、タウンセールス、タウンプロモーション活動を進めており、本年度は約30回のフェアに述べ日数で約40日間参加して、矢掛町の観光・魅力を広く発信しているところでございます。

このほかにも、観光誘客のためのPR、まちづくり、まち歩きスタンプラリー、おもてなしクーポン、観光アプリ等の各種対応を進めております。そうした中で、観光客が増えてきているということを御実感いただけるのではないかとこのように思います。

このような、観光、物産、人の流れ、交流、移住・定住による人口増が進んで、町内の経済の好循環がこれからも進んでいくというふうに思っておりますし、これは一過性のものとせず、町民の方々にもビジネスチャンスというふうに捉えていただきまして、継続して取り組んでいただくことを、これが必要というふうに思っております。

こうした流れは、更に加速していくものと期待をしており、今後、道の駅の整備計画もあり、商店街等への経済効果が期待されます。そのため、現在、経済産業省が創設いたしました“おもてなし企画認証制度”，これによります観光客へのおもてなし充実を促進するため、商工会とも連携をして取り組んでいるというところでございます。

また、空き家を活用した新規創業支援事業、ブランド事業等、観光元年から3年、積極的な賑わいづくりの施策を展開するなか、新規の創業、日曜朝市の開催など、町内外の民間活躍による活性化も活動は動き出しております。

こうした動きを継続するため、今後におきましても議員さんをはじめ、町民、地域の方々の御理解御協力をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、商工会館駐車場内の観光案内所の再利用ということでございます。

この建物は、観光協会の土産品店、観光案内所ということで利用されておりましたが、観光協会の解散後、現在は観光事業のボランティア団体の活動拠点、事務所というふうなことで利用されておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、観光案内所につきましては、現在、その業務を矢掛町家交流館が担っており、また今後、整備を計画いたしております道の駅の施設でも観光案内所の機能を担うということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、鴨方インターへの標識、誘導標識の設置ということでございます。

これにつきましては、矢掛町を訪れる観光客への対応として本年度、観光看板の設置をいたしております。まずは、矢掛町を目指しておいでいただく観光客のための看板、また、町内の周遊のための看板整備を進めているというところでございます。

そうして、町内を観光していただいた後に、高速道路などの帰りの御案内をさせていただくということになろうかというふうに思います。

また、高速道路の案内看板につきましては、西日本高速道路、NEXCOWest日本が整備をいたしております。御提案のありました設置箇所につきましては、道の駅を計画している道でもあります。NEXCOWest日本、岡山県とも協議を行いながら、今後の道の駅の整備計画の中でも検討されるというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 町長のも含めて、四つ一気に質問がありました。これについて、私なりに感想を含めてお答えしたいと思います。

直接には、安心安全まちづくりの抱負ということでございますが、多少今回の質問は気になります。ぜひそのやりとりやってみたいというふうに思います。

まず最初に出てまいりました、地域包括の問題で気になる、繰り返し提案とか、今更不十分だとかいう言葉とか、2回3回説明したらできるような非常に安易な言葉が出てまいります。行政はそんな単純なものではありません。回数を言えばできるんだったら、どこの首長でも全部できます。その辺だけは、しっかり御理解いただきたい。ちょっと認識の違いがあるような質問がかなり出てきました。

まず最初のですね、職員はですね、この観光問題・福祉問題は、私も12年間やってきました。職員もたいへんな努力をしてます。これ以上やるということになる。そう簡単に言ったらできるような福祉の問題ではありませんし、地域包括ケアというものは、大勢のそれぞれの人の包括するわけですから、この人がわいわいとなってこれたらできないわけです。それが1年でできるのか、半年でできるのか、かなり厳しい環境ではあります。公務員がやるんならできます。公務員以外の方々のそれぞれの独立した、民間の場合には利害関係もあります。そういう中で、一つひとつ説得しながらやっておるのでありますので、この日に法律ができたからすぐできるとか、どここの市町村だったらできるとか、それぞれ市町村との比較の場合には全部背景が違います。議員の場合では非常によそのケースが多いんですけど、よそのケースは参考にしていただければいいんですけど、それを矢掛町版にして比較してほしい。これは特に言っておきたいというふうに思います。まあ、その辺の件については、それぞれ担当が申し上げましたが、絶えず担当のほうは努力しておるということを申し上げたいというふうに思います。

それから、もう一つ気になることもありました、観光協会との比較が出てまいりました。質問のところは、観光台数がいくらかというふうに質問されて、データを利用すると言われたこっちは何になったか言うたら、今度は訪問回数が出てまいりました。訪問回数は、町のほうが補助金を出した団体でありますので、それはもう1年間、1年間訪問すればいいので、私は総会で聞いてます。一番大事なのは、それによって何人来られましたか。それがまちに対して経済効果がいくらありましたか。これが一番大事であります。

私のほうがそれを目指してやってますので、その回答が出るんなら教えてほしいというふうに、なんかデータを持とられるようですので、その結果に対して、訪問台数というのは聞いてます。観光台数という質問だったというふうに思いますので、後、回答いただければというふうに思います。

それから、国保税の問題は、まあだいたい分かる。これはなんかまだ去年の8月のでされてますけど、昨日、私が申しましたように、8月からここまで半年間、これをデータに根拠を調べてそして県と交渉して、知事と交渉し、半年間があった。その経過については、かなり認めてもらった状況が今あるわけでありまして。それが何かと言えば、一生懸命、今まで税が安くて医療費が高く、今に話がありましたが、医療費は県下で2番目、税は下から2番目とこういうことではあるわけではありません。

ということで、今度は県下になれば標準化しますから、当然上がるというのは当然の論議であります。それがなぜできたかというのをですね、県のほうへ話をして、いろいろな努力をしてきたんだと。例えば、特定健診ではトップクラスとか、税の徴収率でもほとんどベスト5とかいうような、直接ではない税を客観的な要因の中でですね、理解をいただいたことが功を奏しておるということを昨日お話ししたところでありまして、御理解いただければというふうに思います。

そして今、今回の無電柱化が並々ならぬ熱意というのがもう非常によく出てきます。このことをかなりちょっと説明しなきゃなりません、まあ再三説明し、要望した。聞き入れていただけなかったとか、反対される口実もとか、2回・3回とか、いろいろ出てまいります、これは、私が1回もその公約でうんぬん言うたことはありませんし、なんか芦屋市長の話を出してですね、これを公約したら当選したと、これをほんなら私が公約すれば当選するんなら誰でもするというふうに思いますが、そんなもんではありません。芦屋市は、あれだけの大震災が起きたんです。そういう背景の中で何を一番やればいいのかというところは、多分、うちの事業でもあれだけのことが起きたら何を一番にすればいいかというのはわかるというふうに思いますし、矢掛町の場合、ほんなら福祉なのか、教育なのか、安心安全なら何なのか、私は順次してきておるというふうに思っております。

最後の答えについては、課長も答えましたが、私は慎重にものをとらえてます。最初から。そう単純にイエスかノーとか、そういう単純なものではありません。やはり、このまちを末永く守る。1万4,000人を守る。そのためにはどうすればいいかというならこれでしょうと言っても、それは今やらなければ町民が困るというんじゃないら一番でしょう。その福祉を抜いて、教育を抜いてやるわけにはいきませんが、しかしながら、この話は止めたことは一切ありません。

課長は、ほとんど話をして、回答してきてますが、それは課長レベルで話をしてます。まだ本格的に私が取り組む段階ではない事情の構図を今いろいろと言われたというふうに思いますが、その間、私はずうっと研究とそれぞれの国のほうへ行ってお話をしをしてきておると。お金ということです。お金は当然だと思いますよ。当然私が聞いた最初の今10年までには、まず10億円。これは二分の一の補助はあるが、という話でしたので、5億円のキャッシュがどこから出すか。財政でしようと言われても、ファクターというのはいろいろあります。地域住民の問題もありましよう、それは今のお金の問題もありましよう、そういう中で、やれるかやれんかというのは、首長はやっぱ町を守り、町民を守る。こういう観点から、一つひとつを判断をしていくということを御理解いただきたいというふうに思います。

そういうことの中で、ちょっと比較するのが次元が違うんですね、言われてるのが。ちょっと私が答えようにも全然この次元とこれと話しをしたり、この問題とこの問題を比較されたりしますので、非常に回答に苦慮してます。しかしながら、それはもう誰が聞かれても、特に町民が聞かれればですね、一方的に言われたことに対しては、私なりにお答えをしておくと、まあ後、答えがあったら言っていただければ結構なんです。

その中で、まあ安心安全のまちづくりとか、今度は県の話がされました。県レベルは、200万人の2



7市町村の感覚のアンケートになります。これが矢掛町のアンケートはどうか。新庄村のアンケートはどうか。岡山市のアンケートはどうか。それぞれ事情は違います。ただし、ここへ言われた5項目の内容は、私はこの12年、一生懸命やってきた全項目であります。

これ以外に、議員さんはここへ2期出られておるので、振興計画がわかるというものなんです。あの中へ矢掛町のまちづくりの方針はきちっと出ております。私は、それ以上のものを、ないものを、今の時代に合ったものをどんどんやってきました。まあ、比べてみていただければあです、時代が振興計画じゃついて来られんものもありますので、そういうことを対応してきたということでありまして、安心の安全のまちづくりというのは、最初の1期目から入ったことであります。

今は、まちづくりの話をしていますけど、“やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち”この原点の最初が今の健康づくりであり、福祉であり、そして介護であり、環境であり、安心安全のまちづくり、よく12年間の経緯を見ていただければ、それを一つひとつしてきたつもりであります。

まあ、そういう中で、この大きな安心安全のまちづくりということに関しては、言えもうきりがないほどあります。その点について、それでまだ指摘があれば話しをしていただければ結構ですが、最たるものとして、この無電柱化が言いたいんだろうというふうに思います。

この件についてはですね、数年前、おたくらの質問が何人か他の議員からもありましたが、どうやってできるだろうかなと私自身、個人的に研究をしてまいりました。やはり、お金の問題は避けて通れない。そうすると、やはり今の事業費でやれるかやれないかというのは、国のほうへ尋ねつつ、財源についてはですね、何とか過疎債が使えないだろうかと。今、江尻議長も本気で東京のほうへ行って質疑応答をやらせております。そういう成果もあったり、2～3日前に国会議員の話を聞かれたと、おられたから聞かれたと思いますが、ちょうど私が言ったようなことが、ようやく国がこの予算へ出そうとしておるんだ。出しますとかいう表現をされたというふうに思います。これは、だいたい私の意向が通じとりまして、私が国交省と話しをしたような状況。つまり、もっとあんな高いお金ではできない。今言われとる昔の話は、オリンピック等の話はですね、それからあの大震災、ああいうところはそれなりに理由がある。お金がかかります。お金がかかるがゆえに、国はこれでは普及ができない災害がある。これが全国の市町村へ到底実施をようしないだろう。ここから入っております、町長、ちょっと待ってください。もうちょっと研究してみると国なりにというのは、もう1年も以上前の話であります。それがようやくこの年度に、この前、国交省へ行きましたら、町長、どうにかですね、新制度ができそうなんだ。これはあえて言いませんが、新しい手法であります。この手法がうまくいくかどうか、今年はテストの年ですと。今、国が言うのは、全国で10か所ぐらいをモデルにやってみようかなというふうな話もあります。今、希望がある人は、私は手を挙げております。多分、これでやったら全国で十の中の一つになるかもわかりませんし、採択されるかどうかはわかりません。内容については、全然今までの手法とは違います。それがそのくらいなことができるかということを含めて、試験的にやってみたいというのが国の考え方です。

単純に今みたいな質問をされると、非常に私は残念でありますけれども、その間、今課題であった言葉に対して2年、3年とチャレンジしてきたということは御理解いただければというふうに思います。

また、再質問が出たらお答えいただくと同時にお答えしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 5名の方の御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

1 項目めの質問、福祉サービスを含む、高齢者を支える地域づくりについて、保健福祉課長よりしっかりとした御答弁をいただき、ありがとうございました。また、国民健康保険料の増額の質問に対しは、町民課長より御説明をいただき、ありがとうございました。

県の市町村の経済計算によると、矢掛町民の平均所得は低い位置にあります。保険料の増額は、家計費の圧迫に繋がります。県が新たな保険料の目安として発表された試算によりますと、矢掛町は県下12町村の内3番目の高い目安の保険料となっていますが、安い自治体と比較しますと、26,718 円の差があります。先ほど町長の御説明をいただきましたので、県の試算と矢掛町は違うということはもっともなことであると思います。介護保険料を含め、今一度御検討していただくことを御要望いたします。

また、介護予防新制度につきましては、処々の問題を乗り越えて賛成され、積極的に高齢者を支えていただきますようお願いいたします。先ずれば人を征すと言います。他町村に比べ、後退することなく、一歩進んだ政策を行うことにより、豊かで潤いのある老後を過ごしていただけるまちづくりができると信じています。

2 項目めの災害・防災対策について、総務企画課長より丁寧に御答弁をしていただき、ありがとうございました。災害時に高齢者・障害者・弱者を保護する政策につきましては、災害対策基本法に沿った対応が十分されておられることに感謝いたします。防犯面・災害時に地域を危険にさらしかねない空き家の存在を減らすことは、容易ではありません。空き家等の管理に関する条例に従い、適切な対応をされようとしておられる姿勢は、高く評価いたします。生命・財産を守り、歴史的まちなみ保存のための無電柱化の要望に対しまして、住民の理解がいただけていないとのことで、できない原因は住民にあるかのような御答弁もいただきました。心外に思います。御要望のアンケート集計は、過去2回出させていただいております。68パーセントの賛同があったことは、御承知のとおりでございます。沿線住民の多くの方が御要望されておられますので、議会において度重ねお願いしてきました。

昨年、中国電力系の民間業者にアンケートを依頼され、その結果をもって住民の理解がいただけていないと判断されたのでしょうか。行政がよく使われる手です。意思に反する事柄に関しましては、住民の責任に転嫁してこられました。御答弁に対して、今でも、今までも、行政に対する不信感を多くの住民がお持ちです。改められた方がよいと思います。平成30年度に、住宅地マネジメントまちネットから発表される全国誌に矢掛宿の無電柱化は必要であるとの記事が掲載されますので、お読みください。

備えあれば憂いがないの政策を進めていただけることを願っています。

3 項目めの質問、観光振興策について、産業観光課長に適切な御答弁をいただき、ありがとうございました。観光活性化に向け、努力されておられる様子がひしひしと感じられました。観光地として認めていただくには、魅力あるまちづくりが必要です。本陣・脇本陣の存在だけに頼るのではなく、日本ブランドである重伝建の選定を受けることも観光のまちづくりに繋がります。イベントは積極的に行われています。しっかりとしたPRをされておられます。今後も観光バス会社を始め、各地の道の駅、高速道路のサービスエリアなどに出向いてポスターやパンフレットを配布するなど、幅広い宣伝をお願いします。

過去に、矢掛町のイメージアップのため、山陽自動車道に矢掛の標識を付けてほしいとの御要望がありました。現在、鴨方インターに上りと下り3枚ずつ“矢掛”の標識があります。町民の御要望にお応えするため、国交省の御協力をいただき、広島にあるNEXCOWest日本のごとでございますが、西日本高速道路中国支社に出向いて早川社長始め執行役人5名の方に依頼して実現したものです。西日本では

例がないと言われています。この要望を即決していただいたときは、議員として冥利につける瞬間でございました。無理難題なことでも、前向きに取り組むことで結果が付いてきます。高速道路のサービスエリアなどに交渉されて宣伝していただくことは、観光活性化に効果的です。努力を惜しまず、頑張っていたきたいと思います。

4項目めの質問、明日の矢掛町を創造する政策について、山野町長の抱負をお聞かせくださいということではございましたが、抱負というよりはなんだか他の担当課に質問したことの説明のような回答であったような気がします。最後のお答えにあったこと、内容は分かりませんが、マジシャンが箱の中から取り出す虹色のきらめくような問題であれば、私はたいへんうれしいことと思って期待しております。

まちづくり政策は、少数の方に焦点をあてることなく、絶対多数の方が望まれておられる対応が求められます。災害の不安が少ない、万全のまちづくり対策、そして明日に向けて夢と希望の持てる矢掛町になることを心から念じております。

“幾山河 希望の光 明日に見て 我は静かに野の花となる”との思いに浸りつつ、過去8年間の私の一般質問に対し、真摯にお答えをいただきました皆さまに心より感謝申し上げ、終わりといたします。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 一部、お答えしておきたいというふうに思います。

多少、ちょっとこうイメージが違う部分もあるんですけど、国保の問題、この税、昨日の議会でも説明したと思いますが、言ってしまうと、その努力によってこの運協のほうでは多少お話をしておりますけれども、ほとんど値上げをしない状態で提案ができればというような気持ちは持っております。なかなか言葉でちょっとアバウトなことがありますので、読み切るということまではできてないように思いますけれども、いろいろなもろもろのことがある中で、非常に効果が出ておると、後は結果が29年度の決算とそして給付費の過程の中でその結果の発表は次回でやるというふうに言ってますけど、大きく住民に期待の持てる結果が出るのではないかなというふうに思っております。一番良いのは、びっくりされるような、今のままでやれるというのは、今の議員との過程の中では想像つかないかもわからないぐらいな数字が出てくればいいかなとは思っております。

それからちょっと、無電柱化のまた誤解があるかも知れませんが、山縣課長が説明したのは、コンサルのアンケート調査の結果を話をしたので、背景は私もわかりません。町としてアンケートはとったことはありませんので、あれは国の補助事業で皆さんに認めてもらったものの行動の中のひとつの結果だろうというふうに思います。

私自身は、今、話をしたように、ようやくいろいろ私が行動した中で国が提案して、そして全国へ今、要望が来ます。それに手を挙げております。ということを聞いては、それが良いとか悪いとか、それから批判とかうんぬんでなしに、私は自然でありますので、来る時が来たなあと言ういただければですね、当たり前ではないかなあというふうに思います。なんか、大勢の人が反対をしておるとか、要望しておるとかいう言葉を使われますけれども、私自身はそういう面の議員からの要望も住民からも質問は出ますけど、要望書は出たことはありませんので、この件はもう何十年の要望団体がおられますので、そのことはよく知っております。議員もその中で行動された方だろうというふうに思いますけど、十分このことに関しては、いつやれるのか、どうすればできるのか、最初の志の時分はですね、この安心安

全でなしにどちらか言えば今の重伝建，その関わりの話から始まったというふうに思います。大震災ぐらいから国の方が予算が付きだしたという会話の中で，しかし，その制度ではなかなか全国へ普及はしないということで，国が研究していつも要望しながらきたということでございます。

最後に，安心の安全のまちづくり，この一言であります。この件についてはお話をあえていたしますと，当然，あの振興計画5項目，今の，健康であり，福祉であり，介護であり，そして環境であり，そしてまた防衛であり，いろいろな関係があります。そのことを一言で言えないようなことですから，あえて議員ですから振興計画の項目があるというふうにお話ししたので，この言葉をここで演説しますと，時間がいくらあっても足りないことであります。つまり，全部のお話をしなければ分からないわけですが，またこの場でこれ以上話をするのですね，いくら時間が足りないんですが，確かに言われるように，回答に関しては，課長のフォローをただけで，私の趣旨の回答はないということでありまして，まあ，ある意味ではウェイトから言わせばそうとられても仕方がない。ただ，行政のトップとして何をやるかということは，やっぱり生命・財産・町民を守るということは言いぬいておりまして，それを基本にして政策が全部ある。この言葉だけで言われますと，行政施策全部であります。その辺は，ぜひ御理解いただければというふうに思います。

その提示については，当然，振興計画でありますし，いろいろな場面で住民にもお知らせしてますし，議員にもそういう資料は十分に行っておるというふうに思いますので，よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。ここで，15分程度休憩いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よつて，11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時 3分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（江尻健二君）** 休憩をとじ，休憩前に引続き，会議を開きます。8番，萩野清治君お願ひします。8番，萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 8番議員の萩野清治でございます。通告に従ひ，次の4点について質問をいたします。

まず1点目は，山野町政4期目に向けた所信をお聞かせいただきたい。この点につきまして，もうすでに本会議冒頭での予算でありますとか事業計画で町長のほうから詳しく説明をいただきましたので，重複しての答弁は省かせていただきまして，今までこの，町が積極的に進めてきていただきました小中学生への入学祝金や18歳までの子どもの医療費無料化，県下でも非常に優れた施策をとつていただいておりますし，健康づくりでありますとか観光振興など，積極的な事業展開に加え，この度，新たに保育園児の受け入れ態勢の整備拡充，そして保育料の完全無料化，幼稚園児への給食実施と給食費の完全無料化など，更なる子育て支援の強化等，定住促進の積極的な事業展開をしていただいておりますし，私も大いに歓迎し，支持するものであります。この町長のお話の中で，ただ私が感じたことを少し言わせていただきますなら，この4年の任期，国の施策の不十分さと言ひますか，不備などもあり，非常に難しい問題でもあります，子どもの医療費，これは確か31年3月31日までの期限だと思ひますが，こういったことや，保育料の今回の無料化につきましても5年間の時限立法というふうなことでありま

す。年度が変わりまして、切れて大きな格差ができるというふうなことは、非常にその子どもたちにとっても親にとっても大変なことでありますので、できる限り持続可能な制度であることを願うものであります。

この町を、町長のほうが先ほどもありましたが、末永く守っていくと、こういう熱意で取り組んでいかれるということでもありますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点は、観光振興を積極的に進めていくということで、現在やっただいておるわけですが、これは当然であり、大変素晴らしいことだと思うんですけども、商店街の衰退の大元である農業施策の充実と言いますか、高齢化の中で農業が衰退をしていったと、こういうふうなことでありまして、この点の充実・強化、これにぜひ力を入れていただきたい。

今、私どもの地域、私は南山田なんですけれども、高齢化の進行の中で、農業から撤退される方が急増え、イノシシとかいろんな問題もあるわけなんですけれども、高齢化の中でそういった状況になっておりまして、“にちょう・さんちょうぶ”というふうな耕作放棄地が新たにできてくるというふうなことが起きております。

これをどうやって地域で守っていくかというふうなことで、いろいろ地域の中でも話しをしておりますけれども、ぜひ行政・JA・農業者を含めてこの実態把握、そして何が必要なのか、何ができるのか、組織のあり方も含めてぜひ検討していただきたいということをお願いをしたいと思います。

2点目で、質問をしておりました子どもの医療費につきましては、この町長の1番目の答えの中でできればお聞かせいただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** ひじょうに、まちづくりの前とは違って評価していただきまして、心から感謝申し上げたいというふうに思います。

そういう中で、やはり政策的にはですね、これから非常に厳しい日本の今の借金がある中での状態の中で、積極的に事業を展開されております。

将来、本当にどうなるのかという、非常に私自身は心配をしております。しかしながら、私は健全財政、矢掛町を継続するという趣旨のものでやってきてますので、この精神で私は最後まで貫こうというふうに思ってます。

今、目指すところは、なんと言いましても12年やった、“やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち”の12年くる過程の中では、最終の“げんきなまち”にとりかかっておるということは、基本的に御理解いただきたい。

前の8年ぐらいは、最初健康づくり、福祉づくり、介護環境、安心安全、そういうところへ力を入れてきた状況でございます。そういう中で、ここではやっぱり人口問題が一番クローズアップされた中で、1番がやはり少子化対策、結婚等そしてまた出産、そしてまた子育て、これに最重点に取り組んでおるというのが今の特色でありまして、先ほど、議員が言われますように、究極の政策としてですね、考えて考えて、幼稚園そしてまた保育園の完全無料化、これでどこまで成果が出るかというのを見定めたいというふうに思っております。

そういうことの中で、もう1つは、やはり“まるごと道の駅”，これも大きな、今途上でありますので、これをいかにうまく軌道に乗せるか、まだ半分きてないかもわかりませんが、本当に多くの方が協力してくださって、住民が動き、そしてまた観光協会・観光商工会のほうも積極的に、もう自分のことのよ

うに知恵を出したり行動してくださっております。

良い輪が広がりつつあるなあというふうに思いますが、まだ国のほうはこれに拍車をかけて、オリンピックもありますし、観光というのに力を非常に入れてきおりまして、どんどん新しいことが出てきております。

どこまで取り入れるかというのは勝負所でございますが、これについては、やはり町民のかた、関係住民の方々の理解がなければできないというふうに思いますが、これはもう待ったを許さない、今の政権がいつまで続くか分からない状況の中でありますので、しっかりと財源がそれに付いてきてますので、うまく乗り切らなければならないというふうに思っております。

そういうことの中から、これからインバウンドが始まってくるだろうというふうに思いますが、そういうことの中から、これから今さっき奥野課長が説明したアクションをかなりPRもしてきました。全国展開そしてまたあらゆる媒体を使いながらやってきてますが、それに加えてこれからバス会社等の、今入口へも入っておるこれも民間の人に依頼しながらやっております。そういうことをやりながら、これは交流人口ということでありまして、しかしその中にまち・ひと・しごと、仕事が出てまいりますから、そこでまあ人が増えてくる。そして町が潤うという戦術があります。

それからまた、今までやってきた大事な工場誘致の問題、そしてまた住宅政策、今回予算のほうへ町営住宅の提案もさせてもらっておりますけれども、それからまあ公社のほうで分譲住宅等もすすめていく、そしてまた空き家対策、これもこれからどんどん農泊とか民泊とかいろいろな手法が出てきております。これもどこまでやれて、どうやるかというのは、町民の方の協力がなければありませんが、いろんなことをチャレンジできるものはやっていこうというふうに思っております。

そういう人口増の中で、大事なのはやはり教育というのはかかせない、これをしっかりと今の実績の中で教育委員会・教育長も本気で取り組んでおられますので、それを踏まえて“教育からまちづくりを”というような意気込みで、そんな輪の中に入れておこうというふうに思ってます。

1番大事なのは、やはり人の健康・介護・福祉そしてこの関係、先ほど質問がいろいろ出てますけれども、これはもう12年間最初の時から取り組んだ事業でありますので、忘れたかもわかりませんが、今現状は、その積み重ねの中で今がある。それをこれからも見直しとそして新しくチャレンジしていく。これは先ほどから出てますように、無限に財源があるわけではありません。知恵と行動そして先ほど言いました経過の中で進めていこうというふうに思っております。

そこでちょっと今、議員の質問にあった産業振興、言葉で言えばそれだけなんですけど、今動いているのが、町が動いてますから、観光が動いとる、商業が動いている、そして工業誘致というのがまあ。農業は矢掛町の基盤であります。土地の基盤はほとんど農業だと。これは非常に心配ではあるんですが、まだこれは一番難しい要素であろうというふうに思います。今までもいろいろ試行錯誤してきてますけど、何と言いましても、議員さん言われるように、やはりJAと町は絶えず呼びかけております。そしてまた、県へ入ってもらってですね、地元との協議ということになろうかと思います。

その時に、今までもかなり農事法人もできたし、そして営農組合もできたしというのは、それがもう民間が入ってきてます。そういう中で、今、議員が言われますように自分の地域の農業をどうするかというのを手を挙げてほしいというふうに思うんですね。本当にあの、これがどうなるのという感覚の段階では、なかなかものは進まないと思うんです。自分たちがこういうふうにやりたいとか、やるからどうかとかいう論争になってきますと、輪が広がって、また専門の人によってくるだろうというふうに思

ってますので、ぜひ、南山田が手を挙げられるんでしたらですね、積極的にある意味では先ほどの花川議員にありましたが、地域でモデル的な取り組みをしていただいて、それがこう広がっていけばいいんではないかなというふうに思います。一部のものは動いとるところがありますけれども、まだまだ農業については低調だと思ってますので、ぜひ御支援と御協力いただければというふうに思います。

そしてあの先ほどの任期の問題であります。これは、一言でいえば私の責任の問題、責任というのはちょっと意味が違ってですね、自分の任期の間の責任を持つというふうにとっていただければいいかな。これを止めるとか止めんとかいうことに対して、次の今のとりあえずこの任期についてはですね、その時にやはりお金が集められる首長でないとなかなかこういうことはできません。私は、やはり今のそれだけの財源をつくってやってますので、自分のする間は責任を持つと、それから、今まあ出馬表明してますので、あえてこの間には迷惑かけないというふうにやってますのと、それから医療費についてもですね、ここへしたことは、やはりこのことが議員の質問から言わせばいいんでしょうけど、なかなか医療機関とかですね、他の要因もやってみると起きてくるんですよ。だからまあ、これは31年3月までですから、今年度中に1つは検証するということ、ある意味では財源も含めたら今の子育て支援、いろいろやってます。数が。あれが本当に今議員が言われるように、ずっとですね、継続的にやれるのか、やれないのか、そういうものを検証しながら、財源とのチェックに1つはなろうかというふうに思います。

まあこの任期は取り方によるんで、これで止まるという意味でとっていただかなくて、自分の責任の範囲をセットしとるというふうに思っていたいただければというふうに思います。

これも大きな施策でありますので、無料化のものについては、まあ、常識的には続くだろうというふうに思いますが、慎重に言えば、検証してですね、この来るべき時に継続うんぬんの発表をすればというふうに思ってますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 町長のほうから、私が思っておった質問をまとめてさせていただいたわけですが、答えをいただきましてありがとうございます。

いわゆる人口問題でありますとか、少子化対策、本当にまあ大事な施策だということで、当然なことであります。まあその中で、感じとして農業のへんがちょっとどうかと思って質問をさせていただきました。町長が言われるように、地元でも試行錯誤と言いますか、どうするかなあというふうなことで、このいろいろ多面的機能の関係の組織の中でも検討したり、何とか維持していかんやいけんのじゃないかというふうな話しもしながら今きております。ただ、組織的に個人とか個人的な法人とかいうことだけではなかなか対応できないんじゃないかなというふうな気がしております。ぜひまたそういった面でも地元でも積極的な検討会とかいろんなことを取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ力を貸していただきたいというふうに思っております。

それから、いわゆる任期中の子どもの18歳までの医療費の問題にしましても、住宅リフォームの制度にしましても、限られた財源の中での実施ということで、もちろん任期中責任を持つという意味でのことで、十分理解はしとるわけなんですけれども、ただ、子どもの医療費につきましても、いろいろな医師会とかいろんな今のこの家庭環境とかいろんな中で、問題があることも聞いておりますけれども、ただ、本当に難病を抱えとるとかいろんないわゆる子育ての大変な状況の中にあられる方について、この制度というのはやっぱり特別なその人だけの制度というのはできないわけなんで、こういった制度が

あるということを正しく使っていただくようなことを、この前の時にもそういった話をさせていただきましたが、ぜひそういったことの理解の中で、続けていただくことをお願いを特にして、この1点目の町長の所信につきましては、終らせていただきたいと思います。

続きまして、2点目は、今、町長のほうで31年3月31日については、いろいろな検証も含めて検討するということですので、3点目の学校給食の無料化の是非、無料化をぜひ実現していただきたいというこの質問をさせていただきます。

この学校給食の無料化につきましては、今、非常に全国でも言われておりますように、貧富の格差が拡大をしておると、特に、シングルマザーの方が増えておるとか、それから今の生活保護との関係でなかなか生活保護にまでは踏み切れんけれどもというふうなことで、この非常に経済的に厳しい状況の中で子育てされるとかいうふうなことで、今、朝食抜きとか、三度の食事が満足に取れないとか、そういう子どもの貧困が社会的な問題になっております。そして、全国でも子ども食堂などが拡大をして矢掛町の中でもそういったことが実施をされております。

こういった状況の中で、要保護世帯でありますとか、準要保護世帯、こういった減免でありますとか無料とか、そういった施策ももちろんあるわけなんですけれども、公教育で無償化の、材料代だからというふうなことももちろんあるわけなんですけれども、こういう状況の中でこの貧富、そういう格差があることがどうだろうかというふうなことが私もそういうふうに思いますし、ぜひ本格的な無償化の検討をしていただきたいというのが今回の質問の趣旨であります。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** それでは、8番萩野議員さんの学校給食の無料化についての御質問にお答えをさせていただきます。

この御質問は、平成28年の3月議会におきましても同様のお尋ねをいただいておりますけれども、現在の給食費は、御承知と思いますけれども、当時と同じ小学生1人あたり260円、中学生1人あたり300円でございます。貧富の格差拡大の中で、子どもの貧困が社会的な大きな問題になっておりまして、全国的に子ども食堂などが拡大しているのも事実でございます。

矢掛町におきましても、御承知とは思いますが、中川地区で実施されておりますけれども、これは貧困対策というよりはむしろ子どもたちと高齢者世代、親世代との三世代交流を通して地域の中で子ども達を健やかに育んでいこうという趣旨で公民館を中心に行われていると私は理解しております。

また、御承知のように、備前市におきましては、市内の全小中学生の給食費を無料化すると当時の市長の提案が市議会の反対で半額の補助に修正され、予算化されております。更に、新しい市長のもとでは半額補助を第二子からに改める方針が出されております。また、久米南町が小中学生を対象に1食あたり20円を負担するなど、3町村が給食費の補助をしているという県内の状況もございます。

私は、平成28年の3月議会でもお答えさせていただきましたように、貧富の格差が拡大しているかたこそ、そういう状況だからこそ、本当に経済的な支援が必要なところにはしっかりと手厚い支援をしていくことこそ今必要ではなかろうかと改めて思っているところでございまして、それが基本になるんだろうというふうに私は考えております。

前回と同じお答えになりましたが、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 教育長のほうの答弁、私もこの前の質問ももちろん記憶しておりますし、金額



的に小学生が 260 円ですか、中学生が 300 円、その中でですね、この前もお尋ねしたんですけれども、全体の生徒数と要保護と準要保護の数がちょっとわかりますでしょうか。割合から言うたらどうなんでしょう。半分までいかないですね。まああの、子ども食堂のことは、いわゆる地域で子育て、子どもを育てていくというふうなことでこの貧富の格差解消とはちょっと直接的な関係がないというふうな説明でございますが、いずれにしてもこの、そういうふうな経済的な格差がだんだん進行しておるといのは事実でありますし、今後このいっぺんに無料化まではいかないにしてもこの補助率を改善するとか、一定の努力をしていただければと思うんですが、いかがなものでしょうか。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 先ほどは申し上げておりませんが、今、矢掛町内は平成 30 年度、本日時点でございますけれども、来年度だいたい小学生が約 600 名ですね、それから中学生が 300 名を若干切るという状況でございますので、合計で八百何名かということの状況でございます。

そうしますと、今の給食費を全部無料にしますと、大雑把ですけれども 5,000 万を超える額が必要ではなかろかと思っております。これは、私の個人的な見解でございますけれども、給食というか食事はですね、どこにいてもとるわけでございますが、むしろ、もしそういうことをこれから教育委員会が考えていくとすれば、例えば学校では今、入学祝金が町長さんの御判断のもとで支給されておりますけれども、これはもうたいへんありがたいことでございます。

それ以外に、学校に入るときにですね、ドリルとか補助教材というのがこれも個人負担でございます。これも仮の金額で今いくらかかるかというのを持っておりますけれども、そういったことも考えていく必要があるのだろうかなと思っております。これは、全くの私の個人的な見解でございます。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。失礼しました、萩野君。町長。

**○町長（山野通彦君）** 直接に私には質問はないんですが、ちょっとお聞きしている中で、議員の立場は所得の少ない方の対応というような質問でありますけれども、完全無料化はどうかという話でございます。

基本的にですね、政策的な私がとっているのは人口を増やしていく政策の中で何をやればいいのかという判断ですね。それで議員の場合は、その無料化ということですが、私のほうは、今回考えているのは、たくましい子どもをつくるということで、残食の問題を取り上げております。今回予算を上げてますけれども、そこへ目をつけるんでなしに、元気な子どもをつくるということに対してかなり残食が出ておるということです。栄養士に聞けば、全部食べた状態が正常な状態、ということは、残食があるだけが欠けてるわけで、できればそれのない工夫として、例えば楽しみ、給食がじゃな、今言う全部というのではないんですけれども、給食を食べるような習慣、それを栄養士とも相談して今までの給食費の金額でこういようにしたら、これしかできないということでしょうが、町のほうがその給食の楽しい日とか、これをやったらほとんど残食ゼロになったとかいうのが、私からしたら目指したいので、そのへんをちょっと支援してみようかなというふうに思ってます。

それが、参考までにですね、先ほどのちょっとお金の問題が出てきますが、よその市町村、ちょっと今紹介がありました、よそは首長がやろうとしたものを議会がアウトしとるのが提案が、これが僕は議会の本来のチェック機能だろうというふうに思ってます。矢掛町は、そういうケースは全くなくて、先般ある市の所でも水道料を安くしようかということになれば議会側から言わせればそれができんでしょう

と、うちの財政ではというふうなチェックとか、今ここの久米南とか備前がありました、やりたくてもやれないというところをきちっと財政を見られているんですね。議員が。この町には、これだけできると、そこは非常に大事だろうと思いますし、財政の内容は皆さんもよく矢掛町はここですよということを知らせて、その時に、どのへんまでできるのか、そこだけはなににさせていただいて、まあ私は自分で財源を作って施行してますので、ちょっと矢掛町のだけの収入だけではもう入るところがないというのがですね、そうすると、スクラップアンドビルドですから、このものを止めてこれをしてもらえませんかとかいう選択になるのではないかなというふうに思います。まあ、なにもかにもいうわけにはいきませんので、選択をしながらですね、どれが今政策的に一番いいなのか、そして、目的が何なのかという気持ちで、私は参考までにちょっとお答えしとけばと思います。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** この次に町長のほうへ質問しようと思っておったんですけれども、町長のほうが先に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

限られた財源の中で全て無料化というのは難しいんかもわからんですけれども、ただ、私は格差の問題、貧富の格差の問題を取り上げたわけなんですけれども、この今現状の中でも要保護とか準要保護の方は無料とか半額とかいうふうな減免の状況にある。その他の方は納めないといけんとかいうこともあるし、それから残食も非常に多いと。

それからもう一つは、地産地消の問題も、私は、農業もやっぱりやっていますので、実際に野菜とかそういういったものを給食センターへ現地で生産した新鮮なものを納めるというようなことも非常にこれから経費を安くしていくというふうなことで、今年のように野菜が急激に上がりますとですね、給食センターが買う価格では農家が納めてくれないというふうな状況の中で、それでも頑張って、子ども達に食べさすんだからということで農家の人も納入をするというふうな、こういう体制ができれば、町長が言われるような新鮮なものを楽しく食べられるような、こういったことも可能になってくるのかなというふうに思います。

いずれにしても、限られた財政の中で全部無料化というのは難しいんかもわからんですけれども、子どもの今の非常に大事な時期に子どもを育てていくというふうなことを考えたら、格差がないのが一番いいかなというふうに思いますので、ぜひ引き続きは御検討いただきたいということでこの質問は終らせていただきます。

続きまして、この4点目のタクシーの助成制度の充実について検討をお願いしたいということであります。

これは、1番議員さんのほうからも質問が出ておりました。この道路交通法の改正で認知症検査が導入され、免許証の返納者が急増しておると、17年中全国で75歳以上で自主返納者が25万2,000人あまり出ておるということでありますし、この井原署の場合は矢掛だけの実態というのはなかなかつかめんかもわからんですけれども、だんだん私の知り合いの方での返納せざるを得なくなったんだという方が出ております。いずれにしても、タクシー助成制度の充実の検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

今、タクシーの助成制度は、福祉タクシーの助成制度ということで、身体障害者1・2級の方とか、それから認知症でありますとか一定の検討委員会とか審査会で該当になった方を一定の額を補助するという制度なんですけれども、いずれにしても、今の助成制度の対象範囲を拡大していただければと、

免許証の返納者を含めて、先ほども青空なんかへ荷物を搬送するようなことも含めて出ておりましたけれども、助成制度の解消範囲の拡充、それから金額につきましても年間24枚で1枚につき600円の助成ということですので、その金額等についての検討も含めてお願いをしたいというふうに思います。

それから、今、岡山市などで都市部でも路線バスの廃止などの大きな社会問題になっておりますけれども、問題は今、ふれ愛バスの話もありましたけれども、老人福祉センターを拠点にして無料で乗れるというふうなことで、非常に矢掛町の独自の展開ということで、皆さん多くの方が利用されておるということでありますが、地域によってのばらつきとかいろんな問題もありますし、乗って朝行ったら帰りが老人センターでずっと過ごすならいいわけなんですけれども、そうでない方については非常に不便とかいうふうなこともお聞きしますし、ぜひ地域で気軽に利用できるような、例えば乗り合いタクシーでありますとか、デマンド型のバスであるとかいろんなことが考えられるわけでしょうけれども、そういったことも含めて、ぜひこの地域交通のあり方についての検討をぜひお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは、8番、萩野議員さんの御質問で、タクシー助成制度の充実検討ということでございますが、議員さんおっしゃられますとおり、今後、免許返納者というのが増加が予想されております。この免許返納者の救済制度について少し紹介をさせていただきますと、岡山県警の、岡山県がやっております“おかやま愛カード”という発行がございます。現在所持されている方というのは、4万人を超えていると伺っておりますが、県内の協賛店約2,000店舗での割引、これが町内にもとなるんですが、約80店舗ほどございまして、こうした協賛店での割引、それから、路線バスや鉄道が半額、タクシーの利用も1割引、これは町内のタクシー屋も入っておりますが、1割引とこういった適用がされます。

そこで、町内ということなんですが、町内の自主返納者の数というのは、カウントしていただきまして、年によって変動はございますが、だいたい40～50人程度で推移をいたしております。ここ2年で60人台に増加をいたしておりますが、やはり高齢化、それから認知症、こういった形で自主返納される方というのは、増加傾向。今後も増加するんじゃないかというふうに見込まれております。

御承知のように、町の単独事業、先ほどおっしゃいましたが、交通手段を持たない高齢者とそれから障害者ですね、こういった方を対象に1枚600円のタクシー券、これを月2枚、年間で24枚を交付いたしております。

なお、このタクシー助成制度につきましては、御質問にあったんですが、今回も町長の指示がありまして、来年度に向けて今、制度の見直しの検討を始めたというところでございます。

そこであの、少し時間をいただきまして、民間機関の調査結果をちょっと紹介したいと思います。免許証の自主返納に伴う外出する際の経済的負担について、民間調査機関が行っておりますので、紹介させていただきますと、車を所持している場合、軽自動車でも年間約25万経費がかかると、普通車で年間約30万程度の維持費がかかると試算が公表されております。これをタクシー代に換算しますと、5キロ程度の往復を週2回程度、正数にしておりますので、週2回程度という利用でだいたい自動車保有時の経費とあまり変わらない負担というふうにこういった数字が公表されております。

検討というのは今始まったばかりなのですが、こうしたことを踏まえまして現時点では低所得者を対

象とした助成制度というふうになっておりますので、現時点での状況というのは御理解をいただきたいと思います。

それから、２点目の乗り合いタクシーでございます。１台のタクシーを複数の方が利用するというので、輸送コストを下げるといふ、シェアでございます。コミュニティーバスとかデマンドタクシー、こういったものがありまして、行政や地域が主体となって運営するというものもございます。この利用予約に応じて運行するという乗り合い方式のワゴン車やタクシーということで、これは当然有償になります。当然、全国的にも事例はたくさんありまして、県内でもたくさん事例がございます。

実施にあたっては、運行計画、それから予約の調整これはマッチングになりますが、こういうのを実施をする主体であるとか、また財源的に赤字の場合の補てん、ニーズ調査とか試験運行、それから事業者や運輸局との調整、財源の問題、課題もたくさんあるというのが実情でございます。

先ほど１番議員さんの御質問がありまして、お答えをいたしておりますが、町としては現在、年間延べ１万人以上利用されているという、ふれ愛バスがございます。一定の評価をいただく中で、現時点では機能しているというふうに考えておりますが、必ずしもそれがベスト、いつまでもベストというわけではありませぬし、今後、公共交通を考える中で、地域交通の円滑化に向けた検討というのは引き続き進めてまいりたいと思っております。

それから、議員さんがおっしゃられました岡山市の路線バスの廃止問題について、これは先般バス会社、岡山市内のバス会社さんが３１路線の廃止届を出されまして、地方の公共交通に対する問題定義ということで、社会問題になっておりますが、その内容というのが、このバス会社さん、そもそも市街部の３割で黒字路線、３割の黒字路線で周辺部の７割の赤字路線を賄っているという状況で、この中に規制緩和で黒字の路線のみ新たな参入を認めたということで、黒字が減少して赤字路線が成り立たないという、そういう問題定義でございます。

今朝も新聞には載っておりましたが、運輸局に対して行政不服審査を出そうかというふうな中たちで全国的にも大きな社会問題というふうに捉えております。矢掛町はこうした状況とは若干違うんですけど、どうしても公共交通はそうした規制緩和とか矢掛町のような中山間地域では、行政による福祉が入り過ぎてしまうと民間というのは無くなってしまいます。

そうしたことも踏まえて、引き続き慎重な議論、それから検討は進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○８番（萩野清治君）** ４点目につきまして、総務企画課長のほうから答弁をいただきました。

この中で、利用対象者の拡大、町長のほうから来年度へ向けてという発言があったわけなんですけど、これは３０年度という意味ですか３１年度という意味なんですか、それがまあ１点と。それから、地域交通のあり方についてのいわゆる検討ということで、この今矢掛町の場合、過疎地域の指定を受けておるわけなんですけれども、こういった面で何かデマンドとか乗り合いタクシーの制度を導入する場合に特典があるとか、何かそういったことがあるんでしょうか。そのあたりについて。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 前段のぶんについては、当然３０年度です。

まあ、私もあるお年寄りの方とお会いしたときに、「町長、こういう状態でもタクシー券がもらえないのだ。」ということを知って、担当のほうへ聞いてみると、やはりきちっとした基準をつくってやってお

るということでもあります。

それは、職員とすれば当たり前の行為というふうに思いますが、そのきちっとした基準の境の人がおられたときの対応というのはその時に気付いたので、そのへんはちょっと見直しを、無制限に拡大するんでなしにですね、そういう人の困っとる人の対応ができないかというところで見直しをしようというふうに思ってます。

それから、また議員の場合、要望が多いんですけど、絶えず悩みます。絶えず、どの事業をしてどうするかということですけど、タクシーの券については、2枚となっているので、これは倍の数にしようというふうに思ってます。30年度から。ある意味では、予算へ載ってます。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** 後段の御質問で、過疎地域ということでの事業の展開ですが、現在、ふれ愛バスも過疎のソフト分の財源を活用して行っております。

当然、中山間地域の公共交通というのはいろんな、例えば車両購入であるとか、いろんな補助事業もございますし、そういったものも含めて活用はしたいと思っております。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 萩野議員さん、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが、このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、このまま会議を続行します。

**○8番（萩野清治君）** それでは、すみません。

今、町長と総務企画課長のほうから答弁いただきました。

いずれにしても、全てを無料にして、タクシー助成金を出すということは難しいということですが、今後、対象者の拡大でありますとか、補助額の増加、そういったことも含めて検討していただく、また実施をしていただくということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今後の地域交通についての検討につきましては、今もこの過疎地域でありますとかそういった条件の中でぜひ矢掛町で本当に皆さんが安心安全、安心して乗れるようなふれ愛バス、プラスもっとなにかいいものがあればいうふうに思いますので、ぜひ引続き検討をお願いして、全ての質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に2番、川上淳司君お願いします。川上君。

**○2番（川上淳司君）** 議席2番の川上淳司です。通告により、質問させていただきます。

質問としましては、昨年、幼稚園の統合問題で表面化した地域住民の地域の核がなくなるという不安で、不安要素が大きくなったことは間違いありません。現在の少子化に歯止めが利かない事態になってきている状況を踏まえて、今後の教育現場のビジョンをお示しいただくように質問を行いたいと思います。

私が考えるに、まず小北中学校の問題で、現在、矢掛中学校の1年生が2クラスになっていることも考えていただき、組合立中学校からの離脱を考えていくべきだと思っております。

次に、幼稚園・保育園の統合を視野に、認定こども園への移行を考えていくべきではないかと思います。

最後に、小学校も小中一貫校に移行していくべきではないかと考えますが、今後の見通しにつきまして、教育課のほうのお考えをお示しいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 2番川上議員さんからの、教育現場の今後のビジョンについての御質問に関しまして、お答えをいたします。

まず、小北中学校の組合立中学校からの離脱についてということですが、これは、小田小学校児童が卒業後に就学する中学校についてのことかと思えます。このことについては、平成20年度の矢掛町教育総合審議会、そして平成27年度からの矢掛町小規模校活性化等検討委員会で方向性について検討がなされてまいりました。

そして、平成26年1月に小田地区の全世帯を対象に、また、平成27年12月に小田地区の小学6年生までの子どもがいる世帯を対象にそれぞれアンケート調査を行いました。平成26年のアンケートでは、中学生以下の子どもがいない世帯では矢掛中学校への就学を選択する割合が高く、逆に中学校以下の子どものいる世帯では小北中学校への就学を選択する世帯の割合が高いという結果になりました。そして、27年の子どもがいる世帯へのアンケートでは、小北中学校を選ぶ割合が高いという結果になっています。

ちなみに、平成29年5月に笠岡市教育委員会が笠岡市北川地区の中学生以下の子どもがいる世帯を対象にアンケートを行っていますが、小田地区の生徒に残ってもらい、小北中学校を存続させたいという意見が3分の2ございました。

そういった、これまでの検討の経緯、最近のアンケート結果等を踏まえて申し上げますと、現在の枠組みからの変化を求める声は大きなものではないのかなという認識でございます。

今後、約10年間の生徒数は、90人前後で推移しています。生徒・保護者・地域の声を大切にして考えていかなければならないと考えております。

続いて、こども園への移行についてでございます。

幼稚園だけではなく、保育園を含めて就学前教育全体のあり方を考えるとすれば、教育委員会内だけでの議論というわけにもいきません。現在ある4つの幼稚園、4つの保育園をどのようなかたちで残していくのか、また、認定こども園も有力な選択肢のひとつであろうかと思えます。

現在、総務企画課・保健福祉課・教育課の職員で研究をしているところでございます。早い時期に方針を出したいと考えております。

続いて、小中一貫校への取り組みについてでございます。

小中一貫校とは、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う学校でございます。組織や運営のあり方によって一体型・併設型・連携型等に分類されております。一般的に小中一貫校のメリットとして、中1ギャップの解消、学習の柔軟なステップアップ、環境の変化が少なく済む、などが挙げられます。

現在の矢掛町で小中一貫校ということであれば、既存の学校を維持しながら行う連携型になろうかと思えます。1中学校6小学校が対象となりますが、これだけ多くの学校での規模での一貫校ということになると、学校間の調整等にも多くの労力を要することになりますし、そして先ほど挙げたメリットを享受するのは難しいと言えらると思えます。また、複数小学校のうち1校だけを対象にするというやり方

であると、他の小学校との差が生じ、これはあり得ない選択かなと思います。

つまり、現状の体制を維持していく限りは小中一貫校は現実的ではないと考えております。参考として申し上げますと、現在、小中の連携として小学6年生の児童が中学校で10月と2月の年2回、体験入学を行なっています。また、中学校の先生が小学校で授業を行う中学校教員出前授業を年1回、さらに中学3年生が地域貢献活動として年1回小学校へ出向いて親交を深めております。そういった取り組みも行っていることを申し添えておきます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○2番（川上淳司君）** 教育課長、御回答ありがとうございました。

再質問させていただきます。

次に教育長、前回の幼稚園の統合問題で町内に混乱を招いたことがありますが、私は、今後このようなことが起こらないように、統合の順序をお示しいただきたいと思います。私が考えるには、やっぱり、さすがにアンケートの内容を加味しましても、小北中学校の問題を整理していただくのが一番かなと思っております。それは費用の関係にもかかってくると思います。それと、次に幼稚園の統合をお考えいただき、最後に小学校の統合問題を考えていくべきなのかなというふうな感じはしておりますが、それぞれの時期についてもあわせてお答えいただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 2番、川上議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

その前に、平成30年度、実は入学する中学校、矢掛中学校1年生はですね、現時点で3クラスということになっておりますから、1・2・3でいきますと3・2・3という、そういうクラス編成になります。

さて、昨年夏に行いました幼稚園統廃合の件につきましては、関係者の皆様に大変御心配等おかけしまして、改めましてお詫びを申し上げたいと思います。私は、子どもの将来を考えると、やっぱり小学校に上がる前、すなわち就学前教育の持つ重要性は申し上げるまでもなく人格形成の基礎を培う極めて重要なものと考えております。そのために、10人前後で行う教育よりは少しでも多くの集団で行う幼児教育が必要というふうに考えております。

ちなみに、来年度4幼稚園の入園生はですね、43名ということを聞いております。

今回の説明会を通しましても、保護者世代の皆様は圧倒的に統合のお考えをお持ちでございました。しかし、今回はあまりにも唐突であり、幼稚園がなくなる地域の方々を始め、関係者の皆様に御心配をたいへんおかけいたしました。

今後は、保護者、地域の皆様、そして議会、町長部局ともしっかり連携をはかりながら考えてまいりたいと思っております。

御質問の小北中学校問題と幼稚園の統廃合問題について、どう考えているかということでございますが、どちらが先ということではなく、それぞれの関係者、すなわち先ほど申し上げました方々としっかり協議をさせていただき、適切な時期を模索していかなければならないというふうに考えております。

なお、小学校の統廃合につきましては、検討委員会のようなものをですね、立ち上げて、統廃合を見据えた準備等は今からしっかりとやっていかなければならないと考えておりますけれども、小学校の統廃合につきましては、今のところ考えておりません。

御承知のように、小規模校の良さを活かし、デメリットを少しでも解消するために、合同授業等の拡充を目指しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○２番（川上淳司君）** ありがとうございました。

小学校の統合を考えてないというのは、すごく残念ではありますが、近いところで来年度、中学校へ入学する子から、「小田小学校の子と合同授業で仲良くなったんで、同じ中学校へ行けるもんだと思っていたら、小北へ行くんだな。」というふうなことを子どもが話してしまいまして、残念がっていたのが特に心に残りました。そしてまた、幼稚園教育では１０人程度のクラスは駄目だというふうな発言があったと思うんですけど、その中と今後を考える大きい中でもまれることが必要だというのが、要するに二枚舌のように聞かれてならないんですけど、小学校は当然、複式になっているところもあるじゃないですか、現在、そういうふうなところに対して全くの手だてをせずにそれはそれでよくて、幼稚園は統合しなければならないというのは、どうも今の教育長のお言葉には共感できない部分があります。

当然、小学校を今のままで維持するんでしたら、以前もお願いしたと思うんですけど、今回、子ども基金もできましたので、遠隔授業システム等の導入を早急に急がれるべきだと思うんですけど、そういう部分の全く御回答がないのは、やっぱりこの場では失礼な部分だと思うんですけど、やっぱりそこをどういうふうに考えられてるかをもう少し教えいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 幼稚園は１０人程度の人数では非常に問題があると、小学校については１０人前後の規模の学校というのは多いですね。実は、中川小学校でも３０年度３・４年生が複式になります。美川小学校が３・４年と５・６年というふうな状況でございます。

これは、非常に難しい問題でございましてですね、幼稚園を決して軽く見ているわけではありませんで、幼稚園というのはやっぱり、小学校へ入るまでの、義務教育を受けるまでの非常に基礎を培う、非常に重要な部分だと思うんですね。小学校に行きますと、７地区にそれぞれ小学校がございまして。その地域から小学校がなくなるということは、たいへん地域の方々にとってはですね、重大な問題でございまして。それは、改めて幼稚園の統廃合を夏に行いましたけれども、そこでも地域の保護者世代の方々には統廃合をして欲しいと、しかしながら地域の方々は、圧倒的に残してほしいというふうな御意見だったんですね。幼稚園でそうなんですね。幼稚園を決して軽くみてるんじゃないんですよ。小学校となれば、もっともっと大きな地域にとってもですね、重要なものだろうと思います。

それから、今、議員さんが言われましたように遠隔授業のシステムですね、それについても全く今申し上げておりませんけれども、ほっておくわけではありませんで、研究といいましょうかね、それも考えておるところではございますので、申し添えておきます。

以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○２番（川上淳司君）** ありがとうございました。

遠隔授業システムを考えられているということを知って少し安心しましたが、各校が今後、複式学級が増えてまいりますので、本当に小学校のことが核なんなら、要するに、幼稚園も同じように考えていただきたい、保育園も同じように考えていただきたい、そこらへんの部分はもう少し行政としても十分



考えていただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に4番、浅野毅君をお願いします。浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** 4番議員の浅野でございます。

もうしばらく、お疲れのところ申し訳ないです。時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

私はですね、2つ質問させていただきたいと思います。1つは、道の駅の進捗状況及び内容についてということと、2番目が認定こども園についてということでやらせていただきます。

まず第1、道の駅の進捗状況につきまして質問いたします。私はですね、28年の6月議会で道の駅の基本的な質問をさせていただきました。そして、昨年3月議会でも質問させていただき、その年の6月に道の駅開業に伴う国道486号と県道64号の交差点付近の混雑について質問させていただきました。

それぞれの確な答弁をいただいております。それからですね、9か月経っておりまして、また改めて、新しいこともあろうかと思っておりますので、質問をさせていただきます。

昨日ですね、山陽新聞さんに商店街に業者誘導ということで道の駅が大きく出ております。これも踏まえての質問になると思いますが、まず始めに、皆さんもよく御存じのことなんですが、道の駅はどのようなものか簡単に説明をさせていただきます。

これは、国交省の資料によりますと、道の駅の目的は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供というのがひとつ。そしてもう一つ重要なことは地域の振興に寄与するということの2つでございます。その基本的なコンセプトといたしましては、休憩機能が必要だと、24時間無料で利用できる駐車場とトイレは必ずいるということですね。後は、情報発信機能、これはいろんなことありますが、道路の情報とか地域の文化・歴史・名所等観光についてとか特産物等の情報、また、緊急医療情報などの提供も必要だということです。後一つが、地域連携機能、これは文化教養施設とか観光レクリエーション施設などの地域振興施設、または、他地域の特産品の販売が可能というようなことがございます。

このような機能を持つことが登録の要件になっておりまして、これはまあ、国交省に矢掛町ですと町長のほうから登録されるされるということになるかと思います。

整備等ハード面ではですね、道路管理者、今回の矢掛町がやっておるのは国道486でございますが、県が管理しておりますので、県と矢掛町で整備する、これは一体型ということであらうかと思います。

もう一つ、単独型というのがあるんですが、これは町だけでやるというようなことです。これではございませんで、町と県とが簡単に言いますと共同で進めておるということでございます。

登録先は、先ほど申し上げましたように国交省に申請する仕組みになっておりまして、道の駅の活性化ということをよくやりますが、これは、北関東の道の駅の例です。ちょうど栃木県になるんですかね、人口1万5,000人ぐらいになる駅なんです、そこのモットーがなかなかいいので、ちょっと紹介させていただきますと、“市町村の課題解決の場として道の駅を活用する”ということですね。後は、“地域市町村がハードの整備だけではなく運営にも関与”，これも当然のことだろうと思います。それと後一つは、“道の駅を持続的運営するための組織作りが必要だ”，これも今進められておりますが、地域の人が関わるような仕組作りが必要だと、大勢の町民の皆さんに参加してもらうというようなことだろうと思います。

以上のようなことは、一般に言われていることと思いますが、そこで質問に入ります。まず第一に、

道の駅活性化検討委員会の構成メンバー及び位置付け、検討内容、どういうことをやっておられるのかということですね、後、2番目、活性化検討委員会専門委員会の構成メンバー及び位置付け、内容について、それから3番目、道の駅の管理運営及び資金計画について、4番目、重伝建選定に配慮した整備をお願いします。それから5番目、矢掛町全域の及ぶ活性化方策は、どのようなものでしょうか。後一つ、6番目、周辺住民の皆さんへの配慮及び商店街の交通に伴う歩行者保護について、以上六つありますんで、できるだけ詳しく、分かる範囲で結構なんで御答弁をお願いします。以上です。

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** 4番議員、浅野議員さんの御質問、道の駅の進捗状況ということで、施設整備担当の建設課に係る部分もございますけれども、建設課長が欠席いたしておりますので、産業観光課のほうからお答えをさせていただきます。

矢掛町が整備する道の駅は、議員さんの御説明のとおり道路管理者と市町村長で整備する一体型ということで採用いたしております。国道486号線の道路管理者であります岡山県が駐車場、休憩施設等を整備いたします。矢掛町が文化・教養・観光レクリエーションを提供する地域振興施設を整備するというところで整備を進めているところでございます。

御質問の1点目、“道の駅矢掛宿”，これは仮称でございますけれども、活性化検討会の構成メンバー、位置付け、検討内容ということでございます。

矢掛町が目指す新たなコンセプトに基づき整備する道の駅は、御案内のとおり、全国に展開する従来の道の駅とは異なりまして、“まるごと道の駅”というふうなコンセプトで整備を行うもので、これまでに例のない道の駅でございます。

そのため、従来のノウハウだけで整備をすることは難しく、矢掛にふさわしい道の駅整備の方針の情報共有を行うことが必要で、各方面からの御意見・御提言を伺うため、活性化検討会を設けたというところでございます。活性化検討会では、道の駅を通した地域全体の活性化、まちづくりを進めようということから、町内の観光関連施設の代表者、観光ガイドなどの観光関係者、商工会と商店街の事業者の方々から建設整備の方針・運営などにつきまして情報交換・意見交換を行いながら矢掛にふさわしい道の駅の整備の方針を情報共有を行うということでございまして、ここで全てが決定されるという性質の検討会ということではございません。

次に、専門委員会の構成メンバー、概要という御質問でございます。この委員会の委員には、矢掛町のまちづくり、地域活性化にアドバイス、御提言・御協力をいただいている大学の教授、町内の観光事業者など、6名の方をお願いをいたしまして、これまで3回の委員会を開催をいたしております。

この専門委員会では、地域活性化・経営・観光など、専門的な立場から、まるごと道の駅構想への意見・提言をいただいております。専門委員会の座長にも、先ほど申し上げました活性化検討会へ参加いただいております。専門委員会が出されました意見・提言につきましては、この活性化検討会へ反映させて御協力をいただいているというところでございます。

次に、道の駅の管理運営資金計画についてという御質問でございます。

活性化検討会では、道の駅施設の維持・管理・運営についての協議も行っており、指定管理制度による管理が適切ではないかなというふうな御意見もいただいているところでございます。また、その維持管理経費についての試算も行っているところでございますが、道の駅施設がどのような機能・業務を担っていくかということによりまして、必要経費というものも算定することになってこようかと思っております。

今後の協議の中で、道の駅がどのような機能・業務を担うかということになるかにつきましても、更に協議は進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、資金計画ということでございます。この度の補正予算で、道の駅の新築工事設計業務の繰越明許費の補正を計上いたしております。施設設計、30年度へ繰り越しております、そういった状況でございます。現時点では、建設事業費等の資金計画がお示しできる状況ではありませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

国土交通省、まあ先ほど議員さんからありましたように、これからの道の駅には、地域外からの活力を呼ぶゲートウェイ型の機能、これは町の玄関口としての機能並びに地域の元気をつくる地域センター型の機能、これは産業振興でありますとか地域福祉、交通の結節点、防災、移住促進等の機能を併せ持つことを国の方では期待をされております。

その中で矢掛町が整備を目指す道の駅は、こうした視点も念頭にしながら、この施設を人を呼び込む玄関口として、ここを起点として商店街へ誘導することにより、まち全体を消費空間と位置づけまして、こうやって提供される商品・サービスの提供によりまして、まち全体に利益を生み出し、地域活性化を進められるよう取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、議員さん御指摘の重伝建選定に配慮した整備をということでございますが、教育委員会のほうでは、重伝建選定に向け取り組んでおります。

町長からの指示によりまして、教育委員会部局と町長部局の職員で協議を進めておりまして、文化財保護そして賑わいのまちづくりとの連携・調整を図っていくよう指示を受けております。そのあたり十分調整を図っていききたいというふうに考えております。

また、まち全域に及ぶ活性化方策はということでございます。これはまさに、まるごと道の駅に期待されるというもので、道の駅がそうした地域活性化の拠点として活力を呼び、雇用を創出し、地域の好循環をもたらすよう、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくり、これは町民にとっても訪れる観光客にとってもよい観光地域づくりということになると思いますが、そういった観光地域づくりを推進・整備するよう検討していく必要がございますし、町民の皆様にも観光まちづくりにぜひ参画して御協力をいただきたいというふうに考えております。

また、御指摘のあります周辺住民への配慮、商店街の交通・歩行者保護ということでございますが、町民・地域の方々に不利益を生じることがないように、こうした点につきましても十分配慮して整備してまいりたいというふうに考えております。

今後におきましても、活性化検討会での意見・協議を踏まえまして、道の駅の維持・管理運営・機能・施設の内容やデザイン等、ハード・ソフト両面での整備計画を求めていきまして、時期をとらえまして議員の皆様とも御協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** ありがとうございます。

私の質問でも、ほぼ回答いただきましてありがとうございました。ただ、もうこれは答弁いりませんから、聞くだけちょっと聞いていただきたい。提案とちょっとお願いしたいと思います。

まず一つはですね、活性化委員会のメンバーを個人名は別として観光と商工会関連とかうんぬんございましたが、ちょっと気になるのが農業関係者ですね。農業関係者の方、それから文化・芸能関係です

ね。矢掛には神楽をはじめいろんなこともあるし文化財もあると、そういう方の代表がいらっしゃらないかな。それと後、住民の代表、自治会・町内会ですね。後まあ、まちづくりをそれぞれやっておられる方がおられますんで、その方々とか、医療関係の方もこれは道の駅には必要なことなんで、医療関係情報という項目もありますから、医療関係・福祉関係の方、あるいは教育関係の方、まあいろんなからみがございます。小中高ですか、連携で今やっておりますそういう方の関係者とか。私が申し上げたいのは、まるごと道の駅という言葉がございます。これはまあ、数年前に“まるごと博物館”ということで今、皆さんまるごと博物館というのがありますので、それはそれとしましてですね、矢掛町がもちろん本筋である本陣通りを活性化するのは当然のことではございますが、矢掛町はそれ以外に広うございすんでね、全員が町民の隅々まで、地域の隅々まで潤わなければ意味がございませんので、そういうことをひとつ考えてやっていただければということでございます。

後一つ、まるごと道の駅、名前はまだ決まっておりますが、どうせ名前を作られる場合は多分町民より募集とか、やかっぱいなんかも公開募集していい名前ができましたが、そういうシステムで考えられとると思うんですが、町民の皆さんより募集していただければというふうに思います。以上です。

1 番終りまして、2 番目の認定こども園について。

これはあの、先ほど教育課長のほうからお話がありまして、研究しておるといってお言葉もいただいておりますんで、ダブるといいますか、後押しさせていただくという意味でまた質問させていただきます。

認定こども園についてはですね、教育と保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設というふうに定義されております。そして、次の機能を備え認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができると定義しておく。これは、平成18年10月に創設されております。

二つありまして、要件ですね、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能が必要だということと、地域における子育て支援を行う機能というのが必要なんだそうです。認定こども園には、次の4つの類型がありまして、幼保連携型、これは幼稚園と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園として機能を果たすタイプ。それから2番目、幼稚園型、認可幼稚園が保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。それから3番目、保育所型、民間保育所が幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。それからあと一つは、幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育所が認定こども園として必要な機能を果たすタイプというふうなことでございます。

29年の10月の内閣府の統計によりますと、全国で認定こども園数は5,081園あります。で、幼保連携型が3,618園、率で言いますと、71.2パーセントが幼保連携型ということになっております。それでですが、平成23年に762園、認定こども園があったものが、29年、昨年度で5,081園になっておりまして、6.7倍。要は何が言いたいのかといいますと、急速に増えてきておるなということでございます。岡山県で29年、認定こども園は62園、前年が49園のうち、幼保連携型が46園ありまして、74.2パーセント、これは国とお膳立てとほぼ一致しております。ということで、全国的にみても幼保連携型が主流になっていると思います。

そこで、早急に認定こども園の検討に入るべきだと思います。もう研究されているということなんです、早急という言葉を入れさせていただいておりますので、類型は幼保連携型で進めることがベターと思いますが、見解をお聞きます。

ダブるかもしれませんが、よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 4 番，浅野議員さんの認定こども園の御質問に保健福祉課から御回答いたします。

矢掛町には，幼稚園 4 園と保育園 4 園がありまして，約 370 名の子どもたちの保育を行っています。うち 88 パーセントの子どもたちが保育園に通っていらっしゃいます。

認定こども園は，幼稚園と保育園の双方の機能を持って一体的に運営することのできる施設で，共働き家庭の増加に伴いまして幼稚園の需要が低下をし，保育園の需要が高まったことに伴いまして，双方の偏りを是正する策として創設されました。矢掛町でも幼稚園の保育を希望する保護者が減少傾向にありまして，保育園の需要が高くなってきています。

こうした中，本年度，幼稚園の統廃合について教育委員会で検討が行われました。結果としては，来年度の統廃合は見送りになりましたが，こうした幼稚園の現状は，保育園の運営にも大きく影響し，子育て支援対策全体に関わる課題として，幼稚園・保育園のあり方を検討する必要があります。

先ほど，2 番議員さんの認定こども園の質問について教育長・教育課長が申し上げましたが，今年の 1 月から総務企画課・保健福祉課・教育課の 3 課で幼稚園・保育園のあり方についての検討を始めておりまして，これまでに 2 回の検討会を開いております。認定こども園もその中で議論の一つとして進めておりまして，今後も検討を続けていきたいと考えていますので，よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4 番（浅野 毅君）** 答弁，ありがとうございました。

検討が続けられるということで，これは非常にありがたいことなのですが，世の数をみていきますと，急激に増えているということで，急いでいろいろ検討をひとつお願いしたいと思います。以上で終わります。

**○議長（江尻健二君）** 昼食時間を経過しましたが，会議の続行に御協力いただきありがとうございます。

以上で，本日予定しておりました方々からの一般質問は全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議は明日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議は明日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。

御苦労さまでございました。

午後 0 時 36 分 散会

平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 平成30年3月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前9時30分
（議事） 午前9時30分
（延会） 午前9時40分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	欠
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
10	江 尻 健 二	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長     | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長      | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長   | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長      | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長    | 奥 野 隆 俊 | 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 |
| 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 | 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 | 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 |
| 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   | 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行      淳

6. 議事日程

日程第1 議案第2号 矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第3号 矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第4号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第5号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第6号 矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第7号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 8 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 20 号 矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第 21 号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定について
- 日程第 2 議案第 22 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 23 号 辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第 2 期）の変更について
- 日程第 3 議案第 24 号 平成 29 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 25 号 平成 29 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 29 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 27 号 平成 29 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 28 号 平成 29 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 29 号 平成 29 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 4 議案第 30 号 平成 30 年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 31 号 平成 30 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 32 号 平成 30 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 30 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 30 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 35 号 平成 30 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 36 号 平成 30 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 37 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第 38 号 平成 30 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第 39 号 平成 30 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第 40 号 平成 30 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

日程第 5 陳情第 7 号 消防団員に報酬が支給されない件についての陳情

~~~~~


午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 議案第2号 矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第3号 矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について  
議案第4号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第5号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第6号 矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第7号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第8号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第9号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について  
議案第10号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第11号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第12号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第13号 矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第14号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第15号 矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第16号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第17号 矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第18号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第19号 矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定について  
議案第20号 矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定について  
議案第21号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定について

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第2号から議案第21号までの条例制定案20件を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号から第21号までは所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第3号、矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号、矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号、矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号、矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定について、議案第20号、矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定については、それぞれ所管の常任委員会である総務文教常任委員会に、また、議案第9号、矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号、矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号、矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号、矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号、矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号、矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定については、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 議案第22号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議案第23号 辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第2期）の変更について

○議長（江尻健二君） 日程第2、議案第22号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について及び議案第23号、辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第2期）の変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第22号及び議案第23号は所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議案第23号、辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第2期）の変更については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第24号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

議案第25号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第26号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第27号 平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第28号 平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について

議案第29号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（江尻健二君） 日程第3、議案第24号から議案第29号までの補正予算案6件を一括議題といたします。

これらも提案理由・説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第24号から議案第29号までの補正予算案件は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、議案第25号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第26号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第27号、平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第28号、平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、議案第29号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第30号 平成30年度矢掛町一般会計予算について

議案第31号 平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第32号 平成30年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第33号 平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第34号 平成30年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第35号 平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第36号 平成30年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第37号 平成30年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第38号 平成30年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第39号 平成30年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第40号 平成30年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（江尻健二君） 日程第4、議案第30号から議案第40号までの平成30年度各会計当初予算案11件を一括議題といたします。

これらの案件につきましても提案理由・説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号から議案第40号までの予算案件は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号、平成30年度矢掛町一般会計予算について、議案第31号、平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第32号、平成30年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第33号、平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第34号、平成30年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第35号、平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第36号、平成30年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第37号、平成30年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第38号、平成30年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第39号、平成30年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第40号、平成30年度矢掛町各財産区特別会計予算については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 陳情第7号 消防団員に報酬が支給されない件についての陳情

**○議長（江尻健二君）** 日程第5、陳情第7号を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第7号は、所管となる総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号、消防団員に報酬が支給されない件についての陳情は、総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の会議を15日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の会議を15日の午前9時30分から再開することに決しました。

ここで、念のためお知らせいたします。本日、本会議終了後、予算決算常任委員会が開催されます。明日は、午前9時30分から総務文教常任委員会、午後1時30分から産業福祉常任委員会、また、9日の金曜日、12日、月曜日、午前9時30分から、13日、火曜日は、午後1時30分から予算決算

常任委員会が、いずれも全員協議会室において開催されますので、関係者の皆さんには御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて延会いたします。皆様、御苦勞さまでございました。

午前9時40分 延会

平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会（第5号）

1. 会議招集日時 平成30年3月15日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前9時30分
 （議事） 午前9時30分
 （閉会） 午前9時59分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	欠
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
10	江 尻 健 二	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長     | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長      | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長   | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長      | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長    | 奥 野 隆 俊 | 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 |
| 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 | 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 | 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 |
| 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   | 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行    淳

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第2号 矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第3号 矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第4号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第5号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 6 号 矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 20 号 矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第 21 号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定について
- 議案第 22 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 23 号 辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第2期）の変更について
- 議案第 24 号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 25 号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 議案第 26 号 平成 29 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 27 号 平成 29 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 28 号 平成 29 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 29 号 平成 29 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 30 号 平成 30 年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 31 号 平成 30 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 32 号 平成 30 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 30 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 30 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 35 号 平成 30 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 36 号 平成 30 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 37 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第 38 号 平成 30 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 30 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 30 年度矢掛町各財産区特別会計予算について
- 陳情第 7 号 消防団員に報酬が支給されない件についての陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜



午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

7日の会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 委員長報告 議案第2号 矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第4号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 19 号 矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定について

議案第 20 号 矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定について

議案第 21 号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定について

議案第 22 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議案第 23 号 辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第 2 期）の変更について

議案第 24 号 平成 29 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 25 号 平成 29 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 26 号 平成 29 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 27 号 平成 29 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 28 号 平成 29 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 29 号 平成 29 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 30 号 平成 30 年度矢掛町一般会計予算について

議案第 31 号 平成 30 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第 32 号 平成 30 年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第 33 号 平成 30 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 34 号 平成 30 年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第 35 号 平成 30 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第 36 号 平成 30 年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第 37 号 平成 30 年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第 38 号 平成 30 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第 39 号 平成 30 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第 40 号 平成 30 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

陳情第 7 号 消防団員に報酬が支給されない件についての陳情

○議長（江尻健二君） 日程第 1，議案第 2 号から議案第 21 号までの条例制定案件，議案第 22 号の過疎計画案件，議案第 23 号の辺地計画案件，議案第 24 号から議案第 29 号までの補正予算案件，議案第 30 号から議案第 40 号までの当初予算案，計 39 議案及び陳情第 2 号を一括議題とし，委員長報告を行います。

本件は、7日の本会議で総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会及び予算決算常任委員会に審査付託したものであり、その審査も終了し、陳情については別紙のとおり報告書も提出されておりますので、委員長・副委員長から審査の概要を報告していただきます。

まず、総務文教常任副委員長、浅野毅君をお願いします。4番、浅野君。

○4番（浅野 毅君） それでは、命によりまして副委員長である私、浅野が総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議におきまして当委員会に付託を受けました議案第2号から議案第8号、議案第12号及び議案第13号、議案第19号及び議案第20号までの計11議案及び陳情第7号の内容審査のため、今月8日、全委員出席のもと総務文教常任委員会を開催し、町長以下関係職員へ説明を求めながら審査を行いましたので、その概要及び結果につきまして御報告いたします。

議案第3号、第5号、第8号、第12号、第13号、第19号、第20号については、質疑もなく、全会一致で了といたしました。また、議案第2号の矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定についてに関しましては、拡大解釈の場合についての質疑がありましたが、全会一致で了といたしました。

次に、議案第4号の矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正の内容について質疑がありましたが、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第6号の矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてに関しましては、免税の範囲の拡大についての質疑がありましたが、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第7号の矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。管理衛生についての質疑がありました。審査結果につきましては、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第12号の矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。第55条についての質疑がありました。審査結果につきましては、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、陳情第7号、消防団（員）に報酬が支給されない件についての陳情について審査を行いました。審査の中では、「適切な処置を求める。」、「消防団での話し合いが不足しているのではないか。」というような、さまざまな意見が出ましたが、審査の結果、委員会としては継続審査と決しました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果でございます。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いしまして総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。以上です。

○議長（江尻健二君） 次に、産業福祉常任委員長、萩野清治君をお願いします。8番、萩野君。

○8番（萩野清治君） それでは、命によりまして産業福祉常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議におきまして当委員会に付託を受けました議案第9号から議案第11号までと議案第14号から議案第18号までと、議案第21号の計9議案の内容審査のため、今月8日、産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長以下関係職員の出席の中で説明を聴取しながら審査を行いましたので、その概要及び結果について御報告をいたします。

まず、議案第9号の矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について、につきましては、保育料

の無料化の定義についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致ですといたしました。

次に、議案第10号の矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定につきましては、増員予定人員についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致ですといたしました。

議案第14号の矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、基金についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致ですといたしました。

議案第16号、矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号、矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号、矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、一括質疑を行いました。対象サービス事業所についての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致ですといたしました。

議案第21号の矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定につきましては、財源移譲の有無についての質疑応答後、内容に対する意義はなく、全会一致ですといたしました。

なお、議案第11号、矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について及び議案第15号、矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、質疑応答はなく、全会一致ですといたしました。

以上が産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。審査内容につきまして不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いをいたしまして産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君） 続いて、予算決算常任委員長、守屋正晴君をお願いします。12番、守屋君。

○12番（守屋正晴君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

3月7日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案第22号から議案第40号までの19議案の審査のため、今月7日、9日、12日、13日の4日間にわたり、予算決算常任委員会を開催し、委員出席のもと、町長他関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。質疑の詳細につきましては、会議録を参照願うことといたしまして、審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第24号から議案第29号までの補正予算についてでございますが、議案第24号の一般会計補正予算では、商工費の減額、河川維持費、住宅建設費、備品購入費、イベント入場料、下水道事業償還基金繰入金、物品売上収入、売り払い収入、元気集落活動補助金、病児保育広域利用負担金、アスリート育成強化補助等についての質疑応答が行われたところであります。また議案第29号の地域開発事業特別会計補正予算では、工事の完了予定について説明を求めました。その他の補正予算に対する質疑応答等はありませんでした。

次に、議案第22号、及び23号の計画変更案件の議案につきましても、質疑応答はありませんでした。

次に議案第30号から議案第40号までの平成30年度各会計予算についてであります。

まず、議案第30号の一般会計についてでございますが、各事業部門ごとに新規事業や重点事項を中心に説明を求めたのち、質疑応答を行いました。

総務費につきましては、新規事業の塵芥処理事業、結婚応援プロジェクト事業、本陣展示物リニューアル事業や、継続事業の自主防災組織活動支援事業、ラジオ放送委託事業、生活交通バス路線運航補助金、地域おこし協力隊など、また歳入面では、町民税、固定資産税などについての質問などがありました。

民生費関係では、高齢者等見守り事業、福祉タクシー、地域福祉バス、子ども子育て支援事業計画、子ども医療費給付事業、成年後見人、病児保育広域利用負担金について説明を求めました。土木費では、住宅リフォーム事業、総合運動公園事業、住宅の滞納金など、質疑応答を行ったところであります。

商工費では、せとうちメイプルファーム、ブランド認定委託料、観光施設ライトアップ事業、観光イベント実施事業、DMO設立準備事業、矢掛観光大使やかっぱー活動事業、懐かしい矢掛のふるさとの味復活事業について説明を求めました。

次に、教育費関連では、不登校対策推進事業、小中高校生海外派遣事業、埋蔵文化財発掘調査事業、J F A こころのプロジェクト夢の教室などに関して説明を求めました。

議案第31号の国保会計につきましては、特定健康診査等事業などの説明がありました。

議案第32号の介護保険会計では、保険料未納者の施設利用についての質問がありました。

議案第34号の病院事業会計では、人件費についての質疑、またオープンクリニックについての説明を受けました。

議案第35号の介護老人保健施設事業会計については、新規老人保健施設の開設についての影響などについて質問いたしました。

議案第36号の水道事業会計では、漏水調査などについて説明を求めました。

つづく議案第37号、下水道事業会計では、下水道事業償還金の取り扱いなどの説明を受けたところであります。

そのほかの会計につきましては、内容に対する質問等はありませんでした。以上、主だった審査の概要を申し上げましたが、委員会では執行部の説明に対し審査案件そのものに異議を述べる者はなく、適切・妥当あるいは必要やむおえないものとして全議案とも全会一致で原案を了いたしました。

執行部におかれましては、本委員会での意見や要望に十分留意いただき、適切な執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君） 委員長から付託案件の審査報告がありました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

議案の性質上、議案第2号から議案第40号までと陳情第7号につきましては、それぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号から議案第40号までは、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第3号、矢掛町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号、矢掛町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、矢掛町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号、矢掛町保育園条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、矢掛町立保護施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号、矢掛町健康管理センター設置条例及び矢掛町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号、矢掛町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号、矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号、矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号、矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号、矢掛町下水道事業償還基金条例を廃止する条例制定について、議案第20号、矢掛町集会所設置条例を廃止する条例制定について、議案第21号、矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例制定について、議案第22号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議案第23号、辺地に係る総合整備計画（宇内地区・羽無地区第2期）の変更について、議案第24号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、議案第25号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第26号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第27号、平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第28号、平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、議案第29号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第30号、平成30年度矢掛町一般会計予算について、議案第31号、平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第32号、平成30年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第33号、平成30年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第34号、平成30年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第35号、平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第36号、平成30年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第37号、平成30年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第38号、平成30年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第39号、平成30年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第40号、平成30年度矢掛町各財産区特別会計予算については、それぞれ原案のとおり可決決定いたしました。

次に、陳情第7号、消防団員に報酬が支給されない件についての陳情につきましては、委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第7号、消防団員に報酬が支給されない件についての陳情は、継続審査と決しました。

~~~~~

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管の部分の調査・研究並びに特別委員会での調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会での調査研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会、特別委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

更に、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会を閉会することに決しました。

ここで、一言お伝えしたいと思います。山縣総務企画課長はじめ3月末をもって退職されます職員の皆様には、長期にわたり我がまち矢掛町の発展に御尽力いただきましたことに対し議会を代表しまして心から感謝を申し上げます。今後は、健康には十分留意され、いつまでも元気で矢掛町を見守っていただきますことをお願い申し上げます。感謝の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、閉会にあたり町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山野通彦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、平成30年第1回矢掛町議会第1回定例会につきましては、14日間の会期でございましたが、上程いたしました矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについての議案のほか、計40議案につきまして、慎重な御審議によりそれぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。また、今議会におきましては、骨格予算ではございますが、新年度予算案に対します御承認をいただきました。今後につきましては、国の動向に十分注意しながら、独自性を失うことなく、自立した協働のまちづくりと住民の満足度を高める政策を推進してまいり所存でございます。

なお、本年は、町長・町議会議員の任期満了を迎えることとなりますので、今期におきましては最後の議会ということでございます。御勇退されます議員におかれましては、長年にわたりまして町政振興に多大な御尽力をいただき、その功績に対しまして、心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

今後とも健康に十分留意いただき、それぞれの立場で本町発展のために引き続き力強い御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

そして、引き続き立候補を決意しておられる議員の皆様におかれましては、今後の御健闘を御祈念申し上げます。

また、この場でまことに恐縮ではございますが、わたくし自身につきましても引き続き町政を担当させていただくべく、次期、町長選への立候補を表明させていただいております。どうか、議員の皆様には、引き続き御支援を賜りますよう、お願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、ここでお知らせをいたします。この後、１０時２０分から全員協議会を開催いたしますので、議員及び関係職員の方々には、全員協議会室へ御参集くださいますよう、お願いいたします。

それでは皆さん、大変お疲れさまでございました。

午前９時５９分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成      年      月      日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員